

第 1 日 12月12日（木曜日） 本 会 議

平成25年
第7回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月12日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	8
○一般質問	13
3 番 内 藤 純 夫 議員	14
4 番 大 野 伸 恵 議員	19
8 番 若 林 スミ子 議員	31
1 番 富 田 能 成 議員	34
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
・発議第5号 道州制導入に反対する意見書について	
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
・発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書 について	
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	47
・議案第54号 横瀬町元気臨時交付金基金条例	
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
・議案第55号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
・議案第56号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
・議案第57号 横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例を 廃止する条例	
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
・議案第58号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第3号)	

○答弁の訂正	5 6
○議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 7
・議案第 5 9 号 平成 2 5 年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
○議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 8
・議案第 6 0 号 平成 2 5 年度横瀬町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)	
○議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 9
・議案第 6 1 号 平成 2 5 年度横瀬町下水道特別会計補正予算 (第 2 号)	
○議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 0
・議案第 6 2 号 平成 2 5 年度横瀬町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	
○議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、採決	6 2
・議案第 6 3 号 横瀬町教育委員会委員の任命について	
○閉会中の継続審査の申し出	6 2
○閉 会	6 3

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第68号

平成25年第7回横瀬町議会定例会を、平成25年12月12日横瀬町役場に招集する。

平成25年12月5日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成25年第7回横瀬町議会定例会 第1日

平成25年12月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

3 番 内 藤 純 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、発議第 5号 道州制導入に反対する意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号 横瀬町元気臨時交付金基金条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号 横瀬町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号 横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第58号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第59号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第60号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第61号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第62号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第63号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成25年第7回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

師走に入り、秩父夜祭も終え、季節は冬を迎え、当然ですが、寒い季節となってまいりました。私も毎年毎年年齢を重ねておりますが、町長としての職務の重さを考え、横瀬町の将来を思うとき、ひとときの感慨にふける時間も惜しい昨今であります。より一層気力を充実させ、来る平成26年に向かう覚悟を固めております。

本日は、横瀬町議会12月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、公私ともにお忙しい中、ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

さて、平成25年もさまざま出来事がありました。まず、経済面につきましては、いわゆるアベノミクスにより円安が進行し、企業の業績が改善しています。これにより、株価も高くなっています。また、9月には、2020年オリンピックの東京開催が決まりました。さらに、私にとってうれしいニュースですが、同じ9月に、純国産ロケット「イプシロン」の打ち上げが成功しました。世界に日本の技術力の高さを示すことができました。このようなプラス効果により、日本経済が好循環の波に乗ることができれば幸いです。

一方、ことしも多くの自然災害が発生しました。7月には山口、島根両県で記録的な豪雨災害、9月には埼玉県東部などでの竜巻災害、10月には台風26号の大雨の影響による伊豆大島での大規模な土砂災害等々、今までの想定を超える災害が発生するようになりました。災害に対する備えがますます重要になっていると感じております。

次に、本年度に取り組んでおります本町の事業等につきまして、少し触れさせていただきます。

まず、芦ヶ久保活性化センター横にブコーさん観光案内所を開設することができました。この観光案内所は、秩父地域の南の玄関口として、秩父地域全体の観光案内をしていきます。また、この観光案内所を拠点として横瀬町観光協会が組織体制を整え、横瀬町の観光振興に大いに貢献していただけるものと期待しております。

次に、本町が個人住民税の確保で優秀な成果を上げたことより、県知事から納税率部門の表彰を受けました。納税の利便性向上、自主納税の啓発及び滞納整理の強化を重点課題に掲げ、業務執行に当たった成果と理解しております。今後も納税率の向上を図っていきたいと考えております。

また、11月19日には横瀬小学校PTAが優良PTAとして、12月5日には横瀬町放課後等子ども教室が、地域による学校支援活動の推進において、文部科学大臣賞という立派な賞をいただきました。この表彰は、町と町民の方々との協働が1つの形となり、評価されたものと考えております。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案であります。条例の制定1件、条例の一部改正2件、条例の廃止1件、補正予算5件、人事案件1件でございます。

ご審議賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

2番 新井 鼓次郎 議員

3番 内藤 純夫 議員

4番 大野 伸恵 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

◇

◎会期の決定

○**関根 修議長** 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果に

ついて報告を求めます。

議会運営委員長、7番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○町田勇佐久議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、12月5日午後2時より301会議室において開催し、出席者は委員全員に、議長、事務局長、書記でございます。

12月定例会に予定されている議案件数、議案内容、また発議等事務局長より説明をいたさせ、検討いたしました。その結果、本定例会の会期につきましては、本日12日、1日間と決定いたしました。

お手元に配付されている書面のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告どおり、本日12日の1日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は1日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○関根 修議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

まず、9月定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、9月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことににつきましては、お手元に議長の諸報告を配付しておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議員派遣の件でございますが、このことににつきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、平成25年9月から11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成25年度定例監査等の結果報告が提出されておりますので、この報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 皆さん、おはようございます。ただいま議長のご指名ございましたので、例月出納検査と平成25年度定例監査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されていると思えますので、これもあわせてごらんいただきたいと存

じます。

まず、例月出納検査でございますが、平成25年9月19日、10月17日及び11月19日に地方自治法第235条の2第3項の規定により実施報告した直近3カ月分でございます。

検査の対象及び方法等につきましては、従前どおりで行いました。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合し、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、いつものとおりでございますが、検査の過程で触れておきましたので、ここでは省略させていただきます。

その他、特に指摘すべき事項はございません。

なお、直近の10月末日現在の、水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は3億4,422万73円であります。また、水道事業会計は2億1,955万5,432円であることを確認いたしました。

なお、10月17日の検査時に水道事業会計の貯蔵品棚卸しもあわせて実査したことを申し添えます。

次に、平成25年度の定例監査の結果についてご報告いたします。内容につきましては、平成25年11月26日に地方自治法第199条第4項、同条第2項及び第7項の規定により報告したものでございます。

本年度の定例監査は、行政監査として本庁舎内の各課及び芦ヶ久保出張所、横瀬児童館、横瀬小学校を、それから財政的援助団体として横瀬町シルバー人材センターを対象にいたしました。10月28日、29日の2日間で全般を、11月8日と12日に照合確認するための追加をいたしまして、実施いたしました。

監査対象は、平成25年4月から9月末までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理等を基本に、あらかじめ指定した事務については平成24年度までさかのぼって実施しました。

監査方法としては、共通事項及び個別事項をあらかじめ特定し、指定様式により総括表の提出及び関係書類の提示を求めて関係者の説明を受け、質疑応答を実施いたしました。

監査の結果については配付させていただいた報告書のとおりでございますので、要旨のみをここでは申し上げたいと思います。

各課所における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についてはおおむね適正に執行されており、特に問題とすべき指摘事項はございませんでした。シルバー人材センターについても適切に処理されており、誤りのないものと認められました。

なお、結果につきましては、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成25年11月27日に横瀬町役場掲示板において告示し、これを公表いたしましたので、申し添えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○**関根 修議長** 例月出納検査結果報告並びに定例監査結果報告の説明を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長、8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○**若林スミ子総務文教厚生常任委員長** 皆様、おはようございます。総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

開催日時、平成25年11月29日金曜、午前10時から。開催場所、横瀬町301会議室。出席者、委員5名、執行部11名、事務局2名。

初めに、執行部より町長にごあいさつをいただき、会議録署名委員の指名をいたしました。小泉初男委員、大野伸恵委員にお願いをいたしました。

続きまして、審査事件でございます。1、所管事務調査、固定資産税の課税状況等について、2、教育委員会報告、3、その他でございます。

審議経過といたしまして、1、所管事務調査について。税務課長より、固定資産税の課税状況等について、以下のとおり説明を受けました。固定資産税の課税対象、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者、課税標準額、土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円以上に課税。

(1)、土地の評価、評価の方法、適正な時価の算定、課税評価額。3年ごとに見直す制度として、毎年の評価の見直しは実質的に不可能であることとし、3年ごとに見直す制度となっております。次期の基準年度は平成27年です。例外といたしまして、地価の下落、時点修正により価格の修正を実施しております。土地の地目変更等があった場合にも、新たな価格を決定しております。評価の流れ、宅地の評価方法、農地、山林、原野、雑種地の評価方法、路線価等のインターネット公開。(2)、家屋の評価。(3)、償却資産の評価。

大きな2番といたしまして、教育委員会報告について。教育長より、校長会、教頭会の主な指導、伝達事項及びその他について、以下のとおり報告がございました。主な指導、伝達事項として、特に(4)、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について。(5)、教育の3つの責任。(6)、道徳教育の推進。(7)、国際理解教育の推進。

次、その他。特に(4)、平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰、横瀬町立横瀬小学校PTA様。(6)、特別支援学級の設置。横瀬中学校に来年度から2学級特別支援学級の設置が決定したという報告を受けました。

大きな3番として、その他について。各課長より、本定例会に提出される議案等の説明がありました。委員からの質疑といたしまして、1、いじめの現状について、2、保育所新規入所状況について、3、不審者情報について。

まとめといたしまして、1番の所管事務調査について、当委員会としては審議の結果、これら説明を受けたといたしました。

2、教育委員会報告について、当委員会といたしましては、報告を受けたということにいたしました。

3、その他の事件について、当委員会としては、これら報告、説明を聞き置くことといたしました。

以上のとおり報告をいたします。平成25年12月11日、総務文教厚生常任委員会委員長、若林スミ子。

○**関根 修議長** 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会では審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成25年11月29日金曜日午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員全員、

議長、執行部6名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、下水道事業の現状について。2、その他。3、現地視察、中井新浄水場。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林新一郎委員、町田勇佐久委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過・まとめ。1、所管事務調査、(1)、下水道事業の現状について、上下水道課長より、資料に基づき下記のとおり報告、説明を受けました。事業の経緯、概要について、①、下水道事業の経緯、②、横瀬町特定環境保全公共下水道計画の概要、③、整備実績と整備計画、④、水洗化人口の予測、⑤、横瀬町特定環境保全公共下水道による事業費の概要、⑥、横瀬町浄化槽整備事業(案)でございます。以上について執行部より説明を受け、5名の委員から質疑がありました。当委員会としては、下水道事業の現状について執行部より説明を受けたということでまとめをいたしました。

2、その他について。執行部から12月定例会提出案件の概要について説明を受け、執行部からの説明に対し、これら報告を聞き置くこととまとめました。議長より行政視察の実施について(川内村)報告を受けております。

3、会議終了後、中井新浄水場を視察をいたしました。現地にて執行部より説明を受けました。出席者、委員全員、議長、執行部4名、事務局2名が参加をいたしました。

以上で終わります。

○**関根 修議長** 産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** それでは、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。9月以降、定例会が1回と、それから全員協議会が3回開催されていますので、その報告になります。

まず、定例議会、開催日時、平成25年11月20日10時から13時20分まで。秩父クリーンセンター。出席者、議員15名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、管理者提出議案の報告、一般質問、質問者、富田能成、横瀬町、秩父広域市町村圏組合の将来展望について、出浦章恵議員、秩父市、消防職員について。

議案提出及び審議ですが、(1)、議案第18号 専決処分について(平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回))。概要は、県広域災害救急医療システムへ対応するタブレット端末の整備です。記載はしませんでした。歳入歳出で119万7,000円増額となっております。

議案第2、議案第19号 秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決定の認定について。概要ですが、歳入額34億2,420万2,694円、歳出額31億4,758万6,479円、差し引き2億7,661万6,215円で、繰越明許費等を除きまして2億5,781万1,215円が平成25年度に繰り越しとなります。

(3)、議案第20号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例。概要は、消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴う規定の整理でございます。

(4)、議案第21号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第4回)。概要は、歳入歳出からそれぞれ1億3,159万8,000円減額となっております。

(5)、議案第22号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について。概要、監査委員として小菅高信小鹿野町議を再任としております。

以上、議案については全議案とも承認、可決されております。

次に、全員協議会の報告です。2枚目をごらんください。9月以降で都合3回の協議会が持たれました。主たる協議内容は、3回とも新火葬場建設基本設計についてです。下記の協議会、①では、その前の7月24日の協議会で事務局より説明のあった基本設計に係る幾つかの検討課題、具体的には、火葬炉1炉に対して1告別室兼収骨室とすること、費用対効果を鑑み、小規模葬儀室を設けないこと、間仕切り可能な待合室を設けること、できるだけ温かみがあるような内装の木質化、木造化についてもコストの範囲内で多角的に検討すること、一定の耐震性能を確保すること、散策路については経費をよく考えて検討すること等、議員間での意見集約を行いました。後、②と③の協議会を経ており、それらを踏まえて、基本設計案については最終案を取りまとめ中という段階です。既に10月に発行されました秩父広域広報紙上等において施設概要と事業スケジュールは掲載されていますので、詳細はここでは省きますが、今年度中に基本設計取りまとめ、平成27年度に建設着手、平成28年度中に完成、運用開始を想定しております。

なお、下記の全員協議会②及び③において、事務局から概算の事業費について言及がありました。消費税アップ及び近時の好況を受けた建設資材や人件費の値上がり等による建設工事費のアップ等避けられず、想定 of 建設工事費、これは敷地の造成とか現斎場の解体費も含んでですが、概算で税込み18億円程度、それと火葬炉設備とか市営馬場の移転費用等を含めた総事業費が概算で税込み23億円程度になることが想定されるとのことでした。コストアップについては、議員から、極力コストを抑えるよう努力すべし等意見が出されまして、それを受けて管理者から、総事業費は23億円以内では必ず抑えたいというコメントがあり、現在最終案を取りまとめ中という段階です。

以上、報告させていただきます。

○**関根 修議長** 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** では、広域のほうについて数点教えていただきたいと思います。

まず、平成25年度の秩父広域市町村圏組合一般会計なのですが、それぞれ1億3,000万円減額ということなのですが、それについてのちょっと詳細を教えてくださいということが1点。

それから、秩父広域市町村圏組合の将来展望についてという一般質問の内容についての答弁だけでいいのですが、大まかなその概要を教えてくださいと思います。

それから、秩父クリーンセンターなのですが、新火葬場基本設計が総額23億円ということでしたが、平成17年ぐらいですか、以前総額10億円ぐらいでお願いしたいというような話が出ていたと思うのですが、それらについては全然話がなかったのかということと、あと相反することなのですが、内装の木質化をするということなのですが、今回のうちのほうの発議においても、森林、林業の推進に関する意見書において、公共建築物木材利用促進法に基づき地域材を利用した公共建築物整備の促進というふうにか

てありますので、なるだけ多くの木材を、形だけでなく、木材を使っていただきたいと思っていますが、その点についてはどうでしょうか。

以上、よろしくお願ひします。

○**関根 修議長** 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** 4番議員の質問にお答えいたします。

まず、平成25年度の補正なのですがすけれども、大きいのは、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事に係る環境省の交付金が確定をしまして、そちらのところの調整が入ったことが金額的には一番大きいです。ちなみに、補助金のところの調整が2億4,378万円です。

一方で、西分署建設工事に関しまして、地盤改良工事と、それから進入路の擁壁工事が必要になりましたので、総額でこちらのほうは3,412万円増額が入っています。この差し引きが大体金額に相当するところということになります。

2つ目の質問なのですが、秩父広域市町村圏組合の将来展望ということで、管理者のほうに丁寧なご答弁をいただいたのですがすけれども、ポイントは2つありまして、1つは、各市町、各自治体の特性とか個性は尊重していきたいということと、それからちちぶ定住自立圏構想をより重要視していきたいということがコメントとしてあったと思います。

それから、3つ目なのですがすけれども、火葬場に関しまして、火葬場の事業費に関しましては、現状、今の想定を考えるとそうなりますということです。当然当初想定よりも多くなっていますので、そのところは議員の間から複数質問がありましたし、それに対する回答もありました。したがって、管理者の答弁としては、コストアップを極力抑えるように努力をしていきますというコメントをいただいたという流れです。

それと、木質化のところなのですが、これは管理者のほうからも、秩父産材をできるだけ使いたいというコメントはありました。ただ、議員間で議論した中で、では秩父産材を使うことで幾らかけてもいいかということは、そういうことでもないの、費用対効果、これは秩父産材の宣伝効果等も含めてですけれども、費用対効果を考えた上で前向きに検討してくださいということを議員からは申し上げているという状況です。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質問漏れは大丈夫ですか。いいですか。

他に質疑がなければ、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○**関根 修議長** 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

一般質問に際しては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。本日の一般質問者は4名の方がおりますが、最初に演壇にて全てに対して質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○**3番 内藤純夫議員** おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って質問させていただきます。

まず1番目、横瀬町の観光振興についてでございますが、先ほど町長のお話の中にも入っていましたが、11月16日、ブコーさん観光案内所がオープンいたしました。土曜日など道の駅に行ってみますと、多くの観光客でにぎわっています。マイカーやバスの方、そして西武鉄道が募集した芦ヶ久保ハイキングの方々で直売所はいっぱいでした。道の駅の職員の方に聞いたところ、西武鉄道のテレビCMや、最近NHKと民放の人気番組で秩父が紹介されたことが大きいとのことでした。来年は午年総開帳の年です。秩父地域の観光が1つの転機を迎える予感がいたします。こうした状況の中で、横瀬町の観光についてお聞きします。

ブコーさん観光案内所がオープンしましたが、その利用状況はどうか。また、横瀬町独自の物産販売やクーポン券の配布等の計画があるかお聞きします。

次に、芦ヶ久保地区の兵ノ沢における氷柱でございます。今兵ノ沢では、役場、観光協会、そして地元の方の議員の方に活動していただいて、ぜひとも氷柱をつくるということでやっていただいておりますが、観光の目玉としてぜひとも成功させていただきたいと思っております。この兵ノ沢の氷柱が今年度公開できる見込みがあるのかお聞きいたします。

次に、もみじによるまちづくりを進めておりますが、今年度だけでもみじは何本ぐらい植える予定なのか。また、これは提案でございますが、もみじ1万本という目標を掲げ、武甲山の裾野を全部もみじにするというようなお考えはないかお聞きいたします。

最後に、前回質問いたしました西武秩父線の利用拡大対策の途中経過の報告をお願いしたいと思います。

2番目、横瀬駅の南側道路についてでございます。この道路は町道3号線から西武鉄道、横瀬車両基地の南側を通り、木の間地区の町道と接続して駅南側に至ることですが、詳細についてはまだ決まっていないと伺っております。しかし、この道路は横瀬町の将来の発展に大いにプラスになると考えております。沿線の土地利用が進展することはもちろんですが、宇根と木の間、根古屋地区が鉄道の狭いガードの下をくぐらなくて道につながり、通勤通学、あるいは観光客の通行安全性が大幅に向上することになると考えられるからです。また、何より町にこの道路の輪ができ、町の方々の輪、町長が大事にしているきずなにもつながります。この輪も強くなると思います。こうして考えると、この道路の建設効果はより大きなものになるのではないのでしょうか。

そこで、この道路計画の進捗状況について現在どうなっているのか。西武鉄道の所有地を通るようです

が、西武鉄道の意向はどうか。また、予算状況に係ると思いますが、工事着手はいつごろを予定しているのかお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 3番、内藤純夫議員の質問1、横瀬町の観光振興についてに対する答弁を求めます。

村越振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 私のほうからは、3番、内藤議員さんの一般質問の質問事項1番、横瀬町の観光について、要旨説明の①、ブコーさん観光案内所の利用状況、物産販売やクーポン券の配布の計画はと、2番の芦ヶ久保地区の氷柱の公開の見込みは、それから3番、もみじは今年度何本植える計画かというご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、武甲山の観光案内所の利用状況からご説明をさせていただきます。先ほど町長からのあいさつの中にもありましたとおり、ブコーさん観光案内所をオープンをさせていただきました。実は、10月1日からプレオープンという形でオープンをさせていただきました。その利用状況についてご説明をさせていただきます。10月から11月の2カ月間の集計につきまして、来所者数は10月は575人、11月は912人の来所者がありました。2カ月間で合計1,487名の方が利用をしているところでございます。曜日別に見てみますと、やはり土曜日、これが29%、日曜日は25%、合わせて土日で54%と集中をしております。

来所者でありますお客様への対応した内容でございますが、武甲山や二子山、丸山などの登山、ハイキングの問い合わせや、ブドウ狩りやリンゴ狩り、シイタケ狩り等の味覚狩りや、ちょうど紅葉シーズンになりますので、紅葉情報などの多くのお問い合わせがございました。

次に、物産販売についてでございますが、横瀬町で生産をしております「さやまかおり」や「やぶきた」、「べにふうき」といった茶葉でつくりました紅茶の販売、これを行っております。

次に、クーポン券の配布の計画でございますが、「ぶら〜り横瀬スタンプラリー」や写真ラリーの上位入賞者に、横瀬を好きになったで賞としまして、町内に協賛店、現在12店舗の協賛をいただいておりますが、この協賛店で利用できる施設利用券、額面については1,000円ということで予定をしております。これを差し上げまして、利用していただき、誘客につなげていきたいと計画をしているところでございます。

次に、②、芦ヶ久保地区の氷柱の公開の見込みについてでございます。氷柱の関係につきましては、横瀬町観光協会とアスガキボウ委員会等が中心になりまして、氷柱形成設立準備会を2回ほど開催をいたしました。8月30日に観光協会の氷柱部会として部会を立ち上げたところでございます。氷柱部会を中心に、芦ヶ久保地区の兵ノ沢の林道の近くに、沢沿いに、周辺に氷柱形成の準備を現在進めているところでございます。

ご質問の氷柱の公開の見込みについてでございますが、現在導水管の布設等につきましてはほぼ終わりました。それから、遊歩道等の歩道も計画をしております。それについてもまだ細かい作業が残っておりますけれども、あさって14日、部会の人たちが集まりまして、ボランティアで作業を進めることになってございます。ここに来まして、気温も大分下がってきております。けさの気温が氷点下3度というような気温でございました。まだ少し凍り始めたかなという状況ですけれども、まだ日中の気温が高くて、氷が

解けてしまうというような状況ではございますが、ことしの1月時に現地を見たときに、小さな沢のところで天然の氷柱が形成をされておりましたので、氷柱はできるものと思っております。時期につきましては、天候、寒さによるわけでございますけれども、1月上旬ごろをめどに公開ができればいいかなというようなところで現在準備を進めているところでございます。

また、この氷柱形成に当たりましては、尾ノ内溪谷氷柱実行委員会代表であります北様初め実行委員会の皆様に大変ご協力をいただきました。この場をかりましてお礼を申し上げたいと思います。ご協力ありがとうございました。

次に、3番目のもみじは今年度何本植える計画であるかというご質問でございます。もみじの植栽につきましては、里山魅力アップ事業として事業実施をしているところでございます。9月定例会におきましても、もみじによるまちづくりについてというご質問をいただいております。その後の事業経過について説明をさせていただきます。

里山魅力アップ事業として、10月末で第3回目の募集が終わりまして、第3回目は1件、2,080平米の申請がございました。これまで3回の募集で合計17名の個人や法人の方から申請がございまして、申請面積につきましては9万7,931平米になっております。作業のほうですが、現在は苅米地内の伐採作業を進めているところでございます。

ご質問のもみじの植栽の関係でございます。既に261本この事業で植栽が終わっております。この里山魅力アップ事業では1,000本を植栽する計画でございます。来年3月、年度末に向けまして残りの739本を植栽する計画でございます。

この事業とは別に、小鹿野町で秩父もみじを育てております、しおのもみじ、加藤佳英様より秩父もみじの苗1,000本を寄贈していただいております。先月16日に行いましたブコーさん観光案内所のオープンセレモニーと同時に行いました西武鉄道株式会社主催によります第6回秩父エンジョイウォーキング・ハイキングが行われました。このとき、芦ヶ久保山の花道がそのハイキングのコースに当たりましたので、いただきましたしおのもみじ、加藤様よりもみじの苗200本を山の花道にハイキングの参加者に記念植樹を行っていただきました。残りの800本につきましても、今後植栽をしてみたいと考えております。

それから、武甲山に1万本の植栽をする予定はあるかというようなご質問でございました。それにつきましては、今のところ武甲山に植栽する計画はありません。今後植えるようなことがありますれば、植栽、そちらのほうも考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうからは要旨明細4、西武秩父線の利用拡大対策の途中経過ということで答弁させていただきます。

まず、ご存じかと思いますが、西武秩父線利用促進につきまして西武秩父線利用促進協議会において検討しまして、県のふるさと創造資金を活用し、現在各事業を進めているところでございます。この事業を紹介させていただきますが、まずクーポン券によるもので、「秩父ヘグッと来〜ポン」でございます。西武秩父線利用者がクーポン券により、加盟店から割引や追加のサービスを受けられるものですが、加

盟店を紹介するリーフレット、一応こちらがこのリーフレットになります。表紙につきましては、寺坂から見た武甲山が載っております。そして、1ページ目に、横瀬町の加盟店が紹介されております。このリーフレットにつきましては、5万6,000部を西武線の各駅に配布しております。そして、横瀬駅、芦ヶ久保駅、西武秩父駅にはクーポン券2万枚を10月11日から配布しております。このリーフレットに記載されている加盟店の数ですが、秩父全域で111店舗ございます。食べる、遊ぶ、土産、泊まると分類されております。町内では8店舗が加盟しております。

また、タクシーの関係ですが、秩父での貸し切り観光タクシーを事前に予約すると、秩父の名産品がプレゼントされます。これはタクシー協会のほうで行っております。

次に、秩父をPRするCDを作成しまして、12月よりベルク、ヤオコーなど県内を初めとする230店舗のスーパーマーケットにて店内放送を行っております。林家たい平やFMナックファイブの大野勢太郎、アルフィーの桜井賢などがボランティアで協力し、声によるPRを行っております。そして、白地の丸いステッカー、「V i s i t 秩父 電車で秩父へ行ってんべえ」というステッカーにつきまして2,000枚作成し、秩父地域の各事業者、運送業などを中心に配布しまして、走る車から秩父をPRしております。

そのほか、秩父地域の入り口となる西武池袋駅にデジタルサイネージを置き、秩父の観光PRをしております。また、秩父札所午年総開帳イベントとしてウルトラマラソンが開催されたところでございます。

以上、今までの事業につきまして紹介させていただきました。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** それでは、2点ほど。今の、先に4番のほう、クーポンの利用状況という情報はまだこちらには入っていないですか。それをちょっと教えていただきたい。

もう一つは、観光案内所と道の駅なのですが、今は非常にロードバイクが人気になっておりまして、国道299号線もたくさんの自転車が走っております。道の駅にも観光案内所にもバイクスタンドがないと。ロードバイクは自分でスタンドを持っていないので、とめるところがないと皆さん困っておりますので、道の駅、また観光案内所にバイクスタンドをつくる予定があるのか、駐輪場をつくる予定があるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

大野まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの再質問でございますが、クーポン券の利用状況でございます。10月の11日から配布しております関係で、まだ利用状況についてはちょっと把握しておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 村越振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

道の駅の関係でございますが、駐輪場、バイク置き場、これにつきましては、真っ正面にトイレがあると思いますが、トイレに向かって左側の土手沿いの近くにちょっとしたスペースがあるかと思えます。そちらを利用していただくような形になっているのではないかと思います。今ちょっと手元に資料を持っていなかったのですが、そこがバイクをとめている方がおりますので、そちらに置くようなスペースがあると思えます。

それから、今後の計画というところでございますけれども、今のところ計画はございません。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 それでは、バイクスタンドというのはどこのコンビニに行っても、ないコンビニは今ございませんので、ぜひとも、言うなれば鉄棒か布団干しなのですけれども、それにサドルをひっかけてチェーンで鍵をかけるという。ロードバイクはそれがないととめておけませんので、ぜひともそれをつくっていただくよう要望いたします。

それで、あと氷柱はぜひとも成功させていただくようお願いいたしまして、これで最初の質問は終わりたいと思います。

○関根 修議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、横瀬駅の南側道路についてに対する答弁を求めます。

町田建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 私のほうからは、質問事項の2、横瀬駅の南側道路について答弁をさせていただきたいと思えます。

要旨明細といたしまして、道路計画の進捗状況、そして2といたしまして西武鉄道の意向は、3といたしまして工事着手はいつごろかという、この3点のご質問でございます。

まず初めに、要旨明細1、道路計画の進捗状況からご説明を申し上げたいと思えます。横瀬町の南側を根古屋方面から宇根方面に通り抜ける道路建設は、当町にとりまして西武線が開通以来の懸案事項となっております。この駅南側の道路建設は、根古屋宇根地区及び木の間地域にお住まいの住民の利便性の向上に大きく資することは言うまでもございません。駅南側の貴重な土地の利用促進にもまたつながることは期待されております。

ご質問の横瀬駅南側の道路計画に関する進捗状況でございますが、昨年度に業者委託を行い、現状調査、既存施設の把握などを踏まえて道路線形等の案を策定いたしました。この案は、実行可能な中で最も有効な道路整備がなされるよう、幾通りかの案を策定してございます。現在は道路形態や費用面等も考慮し、現状平面図の作成、道路線形に対する協議等、線形の決定に向けて大所高所から検討を重ねている状況でございます。

続いて、要旨明細2、西武鉄道の意向はというご質問でございますが、駅南側の道路計画に関しまして

は、西武鉄道を初め多くの地権者の皆さんに用地や物件補償の面でご理解、ご協力をいただかなければなし得ない事業でございます。こうした状況において駅南側の既存道路の鉄道敷の一部を利用させていただき、道路整備を進めることがこの事業にとっては不可欠であり、西武鉄道の協力なしにはなし得ない事業であることは言うまでもございません。そういった観点からご質問いただいたのではないかなと思います。

西武鉄道とは昨年度より協議を重ねてまいりました。今年度に入り策定いたしました幾つかの道路線形に基づきまして、車両検査等の倉庫及び事務所の位置の確認等を行い、容認していただける線形を探りながら、工事着手に向けて協議を重ねている状況でございます。

次に、要旨明細3、工事着手はいつごろになるかというご質問でございます。今後想定される道路用地の大半を占めている西武鉄道や地権者の皆さんとさらなる協議を重ねていかなくはなりません、一般的な流れといたしましては、道路線形を決定し、詳細設計、用地測量、物件調査等を経て、関係する地権者の同意、用地買収や物件補償といった流れの中で、並行して国への補助要望等を行っていくことになるかと思っております。

こうしたことを勘案すると、最速でも工事現場着手にこぎつけられるのは平成27年度以降になると想定されます。今後は想定される懸案事項等をクリアしながら、目途とする年度に工事着手ができるように鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

○**3番 内藤純夫議員** ございません。

○**関根 修議長** ないようですので、3番、内藤純夫議員の一般質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。

一般質問を続行いたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** では、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

まず、第5次横瀬町総合振興計画を踏まえた平成26年度予算の編成についてお聞きいたします。平成26年

度予算は、平成22年度から始まった第5次横瀬町総合振興計画の前期5年の終了する年です。ことし12月1日の人口は8,922人でした。終了年度の平成31年度末の想定人口9,000人を割ってしまいました。前期基本計画に提示されている各種政策についての目標指数の達成度は現在どの程度であるとお考えでしょうか。そして、目標達成へ向けての予算化をどのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。そして、その中でも特に気になる6項目についてお聞きいたします。

まず、前期基本計画第2章、生活基盤ですが、私も提案してきましたが、土地利用構想の実現、姿地区整備計画と駅前整備計画の作成など、ぜひ実現していただきたい政策についてはどうでしょうか、お聞きいたします。駅前整備では以前駐輪場の整備をお願いしましたが、芝桜観光に訪れる観光客に目の触れる場所です。町民の多くの方から、町のイメージダウンになると指摘されています。早急な整備が必要と考えますが、どうお考えでしょうか、お聞きいたします。

また、今回新たな提案ですが、西武線開通以来余り変わらない駅前整備として、国道299号から駅までの間を電柱の地中化など県に働きかけ、整備されたいと思っておりますが、どうでしょうか、お聞きいたします。西武鉄道からおり立った観光客にきれいな町として印象を与えたいし、住民の誇りとなる街並みをつくっていただきたいと考えます。

第3章、保健福祉の分野ですが、保健予防事業の充実に受診率の目標指数がうたわれていますが、がん検診の受診率の現状はどうでしょうか。また、女性のがん検診は2年に1度となりました。乳がん検診は40歳以上です。国の基準であると思っておりますが、若い子育て世代こそ予防医療を定着させたいと考えます。基準を上回る予防事業などはできないでしょうか、お聞きいたします。

第4章、学校教育の充実の中では、校庭の芝生化が挙げられています。なかなか大変な事業だと考えておりますが、現在どのように進んでいるでしょうか、お聞きいたします。

また、第5章、観光施策ですが、観光協会運営事業組織を立ち上げていただくなどして、本当にありがたいと感謝しております。その中で、観光客の受け入れ体制の整備充実を図っていくとありますが、横瀬駅から武甲山登山口までの送迎バスなど予算化できないでしょうか。近年の登山ブームもあり、西武線を利用しての武甲山の登山客の増員を図れると思っております。季節のいい時期だけでも考えてほしいと思っております。どうでしょうか、お聞きいたします。

第6章、協働・交流の中ですが、審議会等の女性委員の割合目標20%は実現してほしいと強く思います。実現は可能でしょうか、お聞きいたします。

また、各種審議会への公募委員は増加しつつあるのでしょうか、お聞きいたします。

また、この総合振興計画作成の法律は平成23年に作成の義務づけがなくなっています。横瀬町としては平成27年度からの新たな後期基本計画の作成はどうお考えでしょうか、お聞きいたします。現在の振興計画には、17ページの横瀬町土地利用構想図に鉄道が記入されていません。また、計画的な土地利用方針として、住宅、商業地域、農業地域など6つの色分けがしてありますが、横瀬町都市計画図では第1種住居地域と工業地域の2つのみです。農業振興地域図についても、農業地区域の変更とあると思っております。これらについて総合的な見直し作業も必要と思われると思いますが、どうお考えでしょうか、お聞きいたします。

次に、10月に実施された事業仕分けを傍聴させていただいた中から、道路除雪事業と観光トイレ維持管理事業についてお聞きいたします。まず、道路除雪事業についてですが、仕分けでは見直しと評価されて

いるようでした。全ての住民のニーズには応えられない現状である、今後は高齢化の進行で必要性が増すと考えられる、住民の意識の向上に努めるなどの結果であったと思います。昔は皆でしたことができなくなっています。車道ではなく、歩道で特に感じていましたので、質問させていただきます。私も自宅付近と国道まで、また幹線町道までは地域の方たちと協力して雪掃きをします。我が家は小中学校のそばですが、小中学校までの歩道はとてもできないので、申しわけないのですけれども、していません。該当の方たちも、意識の向上はあってもできないという状況であると思います。除雪事業も町内業者にボランティアでお願いできない現状になって久しいと聞き及んでおりますが、意識と現実が離れてきた時代であることを認識していかなければならないと思いました。全ての住民のニーズには応えられないと私も思っています。何もしなくても、やがてとけます。しかし、よく除雪された家や商店、企業などを見ると、気配りや目配りがすごいなと感心します。その目配り、気配りを横瀬町に期待したいのです。

そこで、さきに横瀬町防災計画が作成されましたが、横瀬町は過去に台風により死者が出た災害や救助法の適用される災害もありましたが、おおむねは災害の少ない地域であるとの認識だと思えます。幸いなことに、この防災実施マニュアルが使用されることは余りないのではないかと思います。せっかくこの防災計画を作成したのですから、除雪についても横瀬町道路除雪計画、これは仮称です、このマニュアルを利用したらどうかと考えました。降雪は災害との認識はありません。しかし、毎年雪により住民の多くが何らかの被害や不便を受けています。身近な災害とも言えると思います。対策本部の組織構成員が町内の除雪計画を把握し、各地区の除雪等を班員の担当として割り振り、あわせて関係機関の協力体制を確立し、除雪の空白地域を埋めていく。これらを実施していくことは、本来の災害復旧が起きたときの訓練にもなり、一石二鳥と思えました。いかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、観光トイレ維持管理事業ですが、これも見直しとの評価でした。一番古い昭和57年の小峠のくみ取り式トイレはすぐ対応しなければならないと思いますが、平成26年度予算で考えているのでしょうか、認識をお聞きいたします。

また、観光トイレの町としての捉え方に疑問を感じました。目的は観光客のニーズに対応した施設の充実となっており、観光客を対象としております。名前も、観光の補助金の関係で、観光トイレになっているそうです。住民を対象としていないのです。しかしながら、トイレ設置の要望者は原則区長からの要望によって整備となっているようです。また、清掃については、要望した区や周辺住民等のボランティアで実施、用地賃借料も要望者と所有者の協議であり、町負担はなしでした。区長は地域の観光に対しても責任を持つのでしょうか。参考として、近隣の町村ではおおむね町管理と書かれていました。観光トイレは住民を対象とした施策ではなくて、観光施策の一環だと考えますが、いかがでしょうか。観光地のトイレは、地域イメージの最前線に位置するものだと考えてもいいかと思います。町のイメージに直結しています。区や住民に委ねるのではなく、町もしくは観光協会等で管理することがよいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお聞きいたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、第5次横瀬町総合振興計画の目標達成を踏まえた平成26年度予算編成についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、私のほうから質問事項1、要旨明細の1、姿地区整備計画と駅前整備計画の実現はどうか、特に駅前駐輪場と駅前道路の電柱地中化など整備について答弁をさせていただきたいと思います。

ご質問に関しましては、平成24年の9月議会におきまして答弁しております内容と重複する部分が多分にあるかと思えます。今回は都市計画の担当であります私のほうから答弁をさせていただくということになります。よろしく願いいたします。

まず、姿地区整備計画と横瀬駅前整備計画の策定等についてですが、ご質問のように、第5次総合振興計画では、市街地の整備として、姿地区整備計画と横瀬駅前の整備計画を策定するような推進体制の整備を検討するという記述になっております。市街地という概念からすると、横瀬町においてはここだと限定するような場所が選定するのは難しいと思えますが、この姿及び駅前の両地区は、将来に向け、市街地形成を図る上でふさわしい場所の一つだと考えております。そういった面から、総合振興計画にも示されているのだと思っております。

しかし、近年、人口減少と超高齢社会の同時進行というような現象がございまして、住環境等に著しい影響を及ぼす中で新たな市街地の形成を図る整備計画の策定となると、現実的には非常に難しい状況にあります。慎重に今後は検討する必要があるかと思っております。

次に、駐輪場の整備に関してですが、このことに関しても昨年の9月の議会の中で答弁し、既存の駐輪場の周辺をよく調べ、駅周辺の土地利用の中でふさわしい駐輪場整備のあり方を検討するという事で答弁をいたしております。この関係は、現在進めようとしております駅南側の道路整備等にも関連してくる問題でございます。先ほども申しましたけれども、駅周辺の整備というのは、南側の道路ができるとうかなり変わってくると思えます。前回の答弁ともまたちょっと重複するかもしれませんが、今後こうした駅周辺の整備を進める中で、駐輪場に最適な場所、そして設置方法等に並行して検討していく必要があるのではないかなと思っております。

最後に、今回新たな提案として、国道299号から横瀬駅までの県道横瀬停車場線における電柱地中化について提案をいただきました。県に働きかけて整備を図ったらどうかというようなご提案でございます。この県道横瀬停車場線の国道から横瀬駅までの道路沿いには、電柱及び引き込み柱を合わせて約17本ありました。さらに、その先の駅広場周辺を含めると、20本以上の電柱が立っているという状況になっております。ご指摘のように、この県道は町民や観光客が利用する町の顔になる道路の一つでありまして、電線の地中化は大変喜ばしいことだと思います。しかし、その反面、大変な費用が想定されるということも事実になってくると思えます。ご提案のとおり、今後県に要望していかなくてはなりませんけれども、県道で電線地中化のみの要望ということになりますと、採択されるのが大変難しい状況だと思います。今後は道路改良等にあわせて整備、要望も含め、県に働きかけていけるような検討をしていけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 私のほうからは、要旨明細2、保健予防の検診、がん検診等の達成率、また女性検診について国の基準を上回る予防事業はできないかということについてのご答弁をさせていただきたいと思います。

日本人の死亡原因の第1位ががんということで、それはもうご存じのことだと思います。がんの死亡者数は年間30万人を超えているという状況であるということでございます。生涯のうちにがんにかかる、なる確率というのは、男性では2人に1人、また女性は3人に1人と言われております。しかし、最近では医学等の進歩によりましてがんも治るということで、特に乳がん、子宮頸がん、大腸がんは早期発見、早期治療で、確率的には治る確率の高いがんだということでございます。早期発見するには、当然のことながらがん検診を受け、有効な手段で治療をするということでございますが、日本全体、また当町におきましても受診率は低いのが現状でございます。

当町の平成24年度の受診率でございますが、胃がん検診におきましては4.3%、肺がん11.1%、大腸がん4.1%、子宮頸がん10%、乳がん検診14.7%ということでございます。がん検診の対象の方は、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がんの方は40歳以上、子宮頸がんは20歳からということになっております。町でも受診率の向上に向け、広報、健康カレンダーやチラシ、ホームページ等あらゆる手段を使って受診に向けてのPRをさせていただいております。また、国等の事業におきましても、平成21年から一定の年齢に達した女性の方に対しまして乳がん、子宮頸がんの検診、さらに平成23年度からは一定の年齢に達した男女に大腸がん検診の無料クーポン券を節目の年、子宮頸がんですと20、25、30、35、40ですか、またそれ以外の方につきましては40、45、50、そういう節目の年齢に達した方にクーポン券を配布させていただいて、受診率の向上に向けての努力をさせてきていただいております。引き続き受診率の向上に向けてはPRをしていきたいと思っております。

次に、国基準を上回る予防事業はということで、これは乳がん検診の若い人にとということでよろしいのでしょうか。乳がん検診は40歳以上からということで先ほどご説明させていただきましたけれども、国等でも考えられているのが、40歳、50歳になられて乳がんの発見というのですか、あるいは乳がんにかかるという方が多いということで、それ以前の方につきましては、そういう発症というか、件数が少ないので、40歳以上の方でいいのではないかとということで、それに基づきまして町でもさせていただいております。そういうことで、まずは受診率を少しでも高めるための努力ということをさせていただきたいと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、質問1、(3)、第4章、学校教育の充実での校庭の芝生化の現状はどうでしょうかについて答弁させていただきます。

校庭の芝生化は、国際的に環境問題が叫ばれる中、第5次振興計画に観光教育やスポーツ活動時の安全性、防じん、気温上昇の抑制などのさまざまな効果があることから計画をされました。第4章、教育文化、3、学校教育の充実、(3)、教育基盤の整備計画には、これらの教育に必要な設備の充実、老朽化した校舎の計画的な改修、耐震化、校庭の芝生化等の施設整備を推進しますと計画されております。そして、校

庭の芝生化は、平成26年度に1校の目標を掲げております。現在その計画に基づき、優先的に校舎の改修、耐震化を進めております。本体部分といいますか、構造部分の耐震化はほぼ完成いたしました。しかし、非構造部分の耐震化に向けては、現在調査を行っている現状でございます。そのようなことから、校庭の芝生化につきましては、計画を先に延ばしております。

埼玉県教育局が平成25年度に実施した調査によりますと、県内公立小中学校における芝生化の現状は、1,236校中70校が芝生化をしております。そのうち、秩父地域においてはほんの一部分を芝生化にした小学校が1校ございます。また、原発事故によりまして除染のために芝を撤去している例もあるようでございます。今後校庭の芝生化については、費用対効果や近隣の状況を勘案しながら、計画の見直しも含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは、4番、第5章、観光施設の中で武甲山登山口までのバスの送迎はできないでしょうか、西武線利用の登山客の増員も見込めるとは思います、というご質問でございます。振興計画の中でどんな観光客が来ておるかという目的別でございますけれども、札所や文化財などの見学者が36%となっております。次いで産業観光客、これは主に観光農業等も含まれますが、これが23%、遊園地客等が10%、それからハイキング及び登山客が8%となっている状況でございます。

ご指摘の武甲山登山口までのバスの運行ということになるかと思いますが、横瀬駅から武甲山登山口、一の鳥居のところまででございますが、約7キロメートルほどでございます。そんな関係で、そこまで歩いていくハイキングの方も大変だという方もおられると思います。そんな関係で、タクシーを今横瀬駅から呼び出しによりまして行っている方がおります。これが料金のほうが約2,800円ぐらいだというようなお話をいただいております。そんなことを考えますと、ワンコインぐらいで行けるのかなというような気もしております。また、予約さえしていただければ、今はジャンボタクシーというのもございますので、これはワゴン車ですから、約10名ぐらいまで乗れるのではないかと思います。そういったものを利用していれば大変ありがたいかなというふうに考えております。お客様によりましては、横瀬から武甲山に登りまして、浦山口におりる方、またその逆のコースも考えられるわけです。あらかじめ計画を立てていただいて、予約をしていただいて、そういった利用方法もあるというようなこともございます。それから、また私どものほうでもそういったパンフレット等を今後考えていって、利用をしていただければありがたいかなというところでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細1の5について答弁をさせていただきます。

当町の附属機関である審議会等の女性委員の割合は、平成25年6月現在、全体で16%程度となっております。しかし、中には35%を超える審議会等もございます。また、女性委員の割合の低い審議会等の委員委嘱等基準を見ると、今以上に女性委員をふやすことは不可能でないと理解できます。当町では横瀬町附

属機関等の設置及び運営に関する要綱により、男女共同参画の観点から女性委員を積極的に登用することとしておりますので、目標年度の平成26年度に向け、今後改選を迎える審議会等を所管する関係各課にはこの要綱の規定を改めて周知し、女性委員の増加に努力していきたいと思います。

次に、公募委員についてですが、女性委員の登用と同じく、横瀬町附属機関等の設置及び運営に関する要綱により、各種委員の公募に努めることとしております。実績として、横瀬町障害者計画策定委員会等において数名の方が応募していただいていると記憶しております。また、地域福祉計画策定委員会等では、公募はしたものの、応募がなかった例もあり、なかなか思うように応募していただけない現状もございます。しかし、公募委員はパブリックコメント制度と同様、広く町民の意見を町政に反映させるために必要な制度と考えており、審議会等の委員委嘱基準などを見ると、大方が今のままでも委員を公募することは不可能ではないと理解できますので、今後策定する後期基本計画を調査、審議する横瀬町行政経営審議会を初め各審議会等を所管する各課において積極的に公募するよう要綱を周知し、公募委員の増加に努力していきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうからは要旨明細6について答弁させていただきます。

ご存じと思いますが、基本計画は基本構想に基づき、総合的かつ体系的な5年間の施策内容を示しております。平成22年の3月に、平成22年度からの10年間の第5次横瀬町総合振興計画を策定し、現在計画を推進しているところでございます。前期基本計画につきましては、平成26年度までの5年間でございますので、平成27年度から平成31年度までの5年間の後期基本計画を、前期基本計画の取り組みなどを踏まえ、平成26年度に策定する予定でございます。今年度は20歳以上の町民の方500名に意識調査を行い、準備をしているところでございます。

都市計画図と土地利用構想図につきましてでございますが、都市計画図では都市計画区域内に第1種住居地域と工業地域を定めており、土地利用構想図では6種類の土地利用方針が定められております。土地利用構想図につきましては、総合振興計画の基本構想の部分で定められております。次回の基本構想策定の時期に必要な応じて検討することになると考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。特に今思ったのですけれども、女性委員の割合と公募委員の割合について本当に努力していただくということなので、ありがとうございます。お願いいたします。

それで、再質問なのですが、土地利用なのですけれども、市街地の形成はとても難しいということなのですけれども、そうしますと、平成27年度以降、この文言とかについてはなくなっているのかということが1点です。

そして、電柱の地中化などについても長さが短いのですよね、横瀬町はほかのところに比べると。ほかの市町村に行きますと、例えば小鹿野町なんかでも町の中がきれいに整備されているなということが幾

つか見られるのですが、残念ながら横瀬町においてはそういう都市整備がされているなと思える場所がないので、大変金額かかるとは思います、強く要望していただきたいというお気持ちは強くあるのかということ。横瀬町の顔である横瀬役場の前ですので、その気持ちというのがどの程度であるのかということですね。

そして、駅前駐輪場の場合なのですけれども、南側道路に関係しているということなのですけれども、そうすると南側の道路は平成27年度以降に実施ということ、少なくとも平成27年度以降になってしまうという実施なので、そうしますと、平成26年度、27年度、結局改善されないで、このままなのですけれども、横瀬町の顔としてそれでいいのかという疑問が湧きます。金額的にも余り大きくはかからないと思うので、そこのところ本当に横瀬町の顔でイメージに関係しますので、改善してほしいと思うのですけれども、南側の道路にまで待たなくてはならないのでしょうか、教えてください。

それから、がん検診の受診率の現状なのですが、私がこの基本構想を見ましたときに、平成20年度の胃がん検診の実績というのは6.6%と書いてあった気がします。大腸検診は5.2%と書いてあったと思いますが、それ以上、15%へという要望でした。希望が書かれていました、指針として。それが、努力はしているのですけれども、少なくなってしまったという現状は、どのように私は考えればいいのかという感じなのです。女性のほうは10%とか14.7%ということで受診率が高いようですので、関心の高いところの検診をちょっとハードルを低くしてあげれば、関心はあるのですから、女性は高い受診率があるのですから、より一層それを高めるためにちょっとハードルを下げてあげればいかなと思ったのですが、高める努力はするけれども、実際下がってしまったというその現状に対する認識、お願いいたします。

それから、駅までの武甲山登山口までの送迎バスなのですが、確かに今おっしゃられて、タクシーの方たちの仕事を奪ってしまうのかなという、ちょっと気はしたのですけれども、登山客が8%であるという、その8%を例えば9%、10%に持ち上げる可能性もあるかもしれないので、あとこれはテレビですけれども、「アド街ック天国」ということ山田さんというコメンテーターが、秩父というのは武甲山あつての秩父なのだ。石灰石なので、桑しか育たないので絹織物ができた。石灰石があるのでセメント工場ができた。秩父は武甲山そのものなのだというふうなことをおっしゃっていて、私は大変感激したのですけれども、その武甲山に、秩父百名山から落ちてしまったのですが、武甲山にお客様をお迎えする気持ちのあらわれが私はこの送迎バスという提案だったので、そこの辺について、横瀬町として、横瀬町の武甲山に登山客を誘客したいという強い気持ちはないのですかということをお聞きしたいと思います。

それから、校庭の芝生化なのですけれども、町民グラウンドの第2グラウンドを芝生化するかもしれないというお話を観光協会長からいただいたのですけれども、そちらのほうに変えていって、学校のほうの校庭の芝生化は平成27年度の基本計画にはもしかしたら明記されないということなのでしょうか、教えてください。

それから、基本構想の作成、総合計画なのですけれども、20歳以上の500名にアンケートを実施したというお話でした。近所の方から、何かとても難しいアンケートが来たというお話があったのですが、多分そのことだと思えるのですけれども、住民の方からいろんな意見を聞いていただくことはとてもよかったと思います。ただ、この基本計画をつくるについて、作成チームというのは各課にまたがって、各課で調整してほしいと思うのですけれども、そこの辺のところをどういうふう考えているのか。それから、つく

ることもコンサルタント会社に任せないで、町でつくることをされたほうがいいと思うのですけれども、そのことはどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

以上です。いっぱいあるのですが、済みません。

○関根 修議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 幾つか再質問があったのですが、中でも自転車の駐輪場から答弁させていただきます。

駐輪場について、前の質問のあった当時も調査して、今回も調査しました。駐輪場が汚いというのは、ある程度マナー的なものもあるのだと思うのですが、いっぱい混んでいて、自転車があふれ返っているというふうな状況は今のところありません。そして、あと、よく駐輪場整備というと、不法駐車がいっぱいあって、通行人が困ると、そういった状況でよく駐輪場の整備というような課題が浮かんできます。当町には今のところそういう状況がないと。それから、民間の駐輪場も前ものぞいて、今回ものぞいてみたのですが、まだいっぱいあいていると、こういった状況で、駐輪場まだ現時点では入るのではないかなというふうに判断しています。

それから、電柱の地中化なのですが、議員が町の顔であるこの県道を重視しているということは大変すばらしいことだと思いますが、電柱地中化をいろいろ進めている事例を見ると、例えば伝統的な街並みがあって、そういった風景の中に電柱が違和感を感じるようなところとか、あるいは大都市で歩道等の通行に危険があって、通行量が多いというようなところとか、あとは福祉施設等がいっぱいあって、バリアフリーにしないといけない、そういった中で電柱が危険になるというようなところを結構優先して実施しているようです。そういった中で、今のところ、要望はしていきたいと思いますが、なかなか順位的に厳しい状況ではないかなというふうに考えています。

もう一つ、武甲山の送迎バスですが、先ほどご心配なされたように、送迎バスを発注すると民業圧迫ということで、町として余りいい事例ではないというふうには考えます。特に駅からバスに乗せて山まで行って、またおりてくる人、駅に持って行って電車に乗せるということになると、何となく西武線の利用拡大、あるいは武甲山のにぎわい等についてはいろいろ貢献するのだけれども、町が率先してやってどうかなというような感じがありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それから、総合計画の後期基本計画等の見直しなのですが、まだいろいろ決まっていないので、議員からの提案のあったことをいろいろ勘案しながらやっていきたいというふうに思っています。前の総合計画策定時には職員結構頑張って、自前の部分が多かったのですが、今回なるべく自前の部分を多くして、柱としては自前の部分で構成しながら、ただ文章等を書いていくときに、いろんな添削っておかしいですけども、いろいろ業者の力をかりなくてはならないというようなところがありますので、その辺、今後予算化を進める中に当たっていろいろ検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 再度の学校の芝生化の計画はどうかというようなこととございます。学校の芝生化と

町民グラウンドの芝生化は別物と計画には考えております。しかしながら、児童生徒はもとより、幼児から高齢者まで芝生の上で活発に体を動かす環境の整備というのは、できれば必要ではないかと考えています。当初の整備費用であるとか、その後の管理費用であるとか、さまざまな問題が考えられますので、今後学校に限らず、芝生化も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○**高野直政健康づくり課長** 私のほうからは、がん検診の受診率に対する現状に対する認識はどうかということでございます。確かに4.1%という低い数字というお話をさっきさせていただいたのですけれども、これには、数字の上でございまして、町民全員に対して分母のほうは40歳以上をカウントしているのですけれども、うちのほうで把握している人数ということで、その中には人間ドックを受けられた方、あるいは会社の社会保険等を受けられた方というのが、受けた方、受けなかった方というのは全然うちのほうに把握されていませんので、分母は住民全員、40歳以上の全員。実際に受けたのは、うちのほうで来ていただいた方の把握の中での数ということで、相当低くなっておりまして、その辺で数字的にすごい低いのかなど。それと、当然国保等に入られている方、人口が若干減って、国保でも人口が減っているのですけれども、会社に勤めてきている方の割合がだんだん減ってきているということになりますと、社会保険のほうでやられている方、それからご家庭で、会社に勤められていない方は当然受けられるわけですが、国保等に入られると、今度は国保のほうで受けられる方というのがいらっしゃいますので、そういうので波というのですか、そういうのがありまして、ちょっとそこまで細かくは分析させていただいていないのですけれども、一つの原因としては、数字のそういう拾える分母と分子のそこに大きな差があるので、こういう大きな差が出てきているのかなというふうに思われます。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** では、1点なのですが、後期基本計画に対してなのですが、私もずっとこの基本計画、基本構想ばかり読んでいまして、総花的であるということがすごく気になっていました。そして、これは理想なのですよというふうに、理想図なのですよと言うのですけれども、では理想に向かって少しでも前進するのが、理想だから、理想なのですよ、そこでおしまいでなくて、0.1ミリでも進んでいくのが行政とか自分たちの生きる道だと思いますので、理想、本当に仮想みたいな理想ではなくて、総花的にならないように、実現可能な後期基本計画をつくっていただきたいのですが、今度の、先ほどの駅南側道路の計画とかについても本当に大切な道路なのですが、それがこの前期基本計画の中に載っていたか私はちょっと気がつかないのですけれども、ですから目指し得る、でき得る、可能な、総花的ではない後期基本計画をつくっていただきたいと思っているのですが、その点どうでしょうか、お願いします。

○**関根 修議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 議員質問の内容がどういうことだかわからないところもあるのですが、総花的に計画になることは、町の仕事の基本ですので、町がやっている仕事は全てやらなくてはならないということでは考えています。ただし、この中で何に重点を置くかというようなことだと思います。理想だとか絵だとかといろいろあるのですが、例えばこの前農地の図面も見られたり、都市計画図を見られたと思うのですが、土地にはいろんな権利関係や規制関係が絡まっています。また、土地はそれぞれ個人が持っていたり、いろんな人が持っていたり、町が持っていたりするのです、そういったものを一気に書きかえられないのですよね。例えば、姿地区を住居地域にしたいとは思いますが、ただ、そこには農振農用地があって、それを一気に住宅地にすると、そこへ税金がかかってきます。農業がなかなか継続が難しくなってきます。そういったいろんな個人の権利だとか、あるいは相続まで含めていろんな権利関係に影響を及ぼすので、書きたいのだけれども、書けないというようなところがあります。

そういった中で、ちょっと歯がゆい土地利用計画になると思いますが、その辺はこちらの駅を中心に道路をつくったりしながら基盤整備をして、そしてそういった、農地が徐々に宅地になるとか、そういう方向でまちづくりをしていくのが危なくないと言うとおかしいですけども、そういったソフトなタッチでいかざるを得ないかな。今議員が言うように、あつと言うように理想に向かって町を変えていくというふうな計画にはならないと思いますので、そういった流動的な手法でやっていくということでご理解願えればと思います。

○関根 修議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、道路除雪事業と観光トイレについてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 要旨明細2の1について、防災計画担当課の観点から答弁をさせていただきます。

横瀬町地域防災計画には、風水害・事故災害対策編に雪害予防計画があり、道路の除雪についてはこの計画に基づき、町及び県において除雪態勢を整備し、道路交通の確保を行っております。気配り等の行き届いた完全な除雪をすることはこの上ないことと思われませんが、あくまでも災害にならないように予防する行為でありますから、気象条件によっては雪や凍結部分等がある程度残ることを想定した計画であることをご理解いただきたいと思います。

なお、町地域防災計画では、当町が豪雪地域ではないこと等から、雪害予防計画にとどめ、雪害対策計画の策定には至っておりませんが、もしも災害発生に至る可能性のある大雪となった、またはなりそうなときは、風水害等対策に準じて、災害時初動マニュアルを利用した態勢をとりたいと考えております。

降雪に関しては、近年このような態勢にまで至った実績はなく、担当課による調査、報告までの対応にとどまっていると記憶していますが、町防災計画には災害予防として防災訓練計画があることから、今後の降雪量によっては初動マニュアルの一部である職員による被害調査等を防災訓練として実施できればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 要旨明細 2 番の観光トイレについて、昭和57年のくみ取りトイレの対応はどうか、また町は地元からの要望と捉えているようですが、本来は町または観光協会などの管理ではないでしょうかというご質問に答弁をさせていただきたいと思います。

観光トイレ維持管理事業につきましては、観光客のニーズに対応した施設として町内15カ所の観光トイレの維持管理を行っております。ご質問の字小峠琴平神社前の観光トイレにつきましては、昭和57年度の建築で、町内15カ所の観光トイレの中で一番古い観光トイレとなっております。くみ取り式のトイレでございますが、くみ取り式のトイレはここ1カ所となっております。

ことしの10月1日付で横瀬町第19区長さん、芦ヶ久保観光果樹組合長さんの連名で、横瀬町大字芦ヶ久保地内琴平神社観光トイレの早期建てかえのお願いの要望書が提出されております。また計画の段階でございますが、新年度、平成26年度に建築できるように今事務を進めているところでございます。

次に、観光トイレの維持管理についてでございますが、観光トイレ設置要望者と町とで、要望書に基づきまして協議書を取り交わしております。その内容と申しますのが、観光トイレ設置要望者が責任を持って清掃していただく。町は、観光トイレに係る清掃用具、備品、浄化槽保守点検料、電気料及び水道料等について、経費のかかるものについて負担をする内容となっております。町では協働によるまちづくり施策として掲げておりますし、また維持管理経費の節減にもなりますので、今回の要望の観光トイレもそうですが、設置要望者に引き続き清掃をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

それでは、除雪のほうなのですが、時間がなくて、この住民の意識の向上とか、どのように図っていけばいいのかなと私もわかっていないのですが、この傍聴したときに、傍聴している女性の方が、中学校ぐらいになったら、中学生は体力は自分たちよりも多いので、中学生たちも、協働のまちづくりですので、そういうところにも参加していただければいいのではないかなということをおっしゃられて、ああ、確かにそのとおりだなということで、学校までの道やお年寄りなんかの家庭なんかには、中学校の生徒たちも協力を依頼すれば生きる力を育むし、地域社会との連携も育まれるなと思ったので、そういう意見がありましたということをお話しておきます。

それから、トイレの関係なのですが、トイレ設置についてはさまざまな理由があるということ、今回質問しまして教えていただきました。ですから、観光客のために町がしたのではないというお話も聞いたのですけれども、トイレというのはここ数年考え方がすごく違ってきていると思うのですね、従来の単なるトイレということではなくて。高速道路のトイレだとかは、もう本当にすごいことに、これではやり過ぎではないかと思うぐらいきれいになっています。ですので、従来の考え方も大切なのですが、町のイメージアップ、トイレが1つあって、これにはいろいろな事情があるのだろうなということは観光客は思いません。トイレがあって、そこがきれいか汚いか、管理がきれいにされているかということでは横瀬町のイメージを受けませんので、今までと従来の考え方ではなくて、トイレ自体の物の考え方が変わってきていますよという認識をちょっと持っていった方がいいのではないかなと思うのですが、その点に

ついてどうでしょう。それ1点お願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

考え方自体が相違してきていると。従来の考え方ではというようなご質問でございます。確かにトイレはきれいなほうがいいと思います。観光客さんがトイレに入ったときにきれいなトイレ、これは大変その観光地自体がイメージされてくるのではないかと考えております。

そんな中で、確かに協働の施策を掲げておりますし、その地域の方々にやっていただくのが私は基本だと考えております。ということで、基本的には地域の方々、観光地でございますから、結局観光でメリットを受ける方も中にはあるわけでございます。そういった観点からも、地域の要望を出していただいた方々に考えていただいて、清掃していただくのが一番よいのではないかと考えております。

答弁になったかどうかわかりませんが、お答えをさせていただきました。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

○**4番 大野伸恵議員** ありません。

○**関根 修議長** ないようですので、以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了します。

一般質問中ではありますが、本休憩といたします。

再開は1時といたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中です。

○**関根 修議長** 次に、8番、若林スミ子議員の発言を許可いたします。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 8番、公明党の若林スミ子でございます。議長の指名をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

秩父夜祭も終わり、朝夕めっきり冷え込んで、温かいものが恋しい季節になりました。ふるさとを思っ
て、年越しには帰郷を考えている方も多い時期ではないでしょうか。今回の質問は、ふるさと納税について何点かお伺いいたします。

先日テレビを見ていると、ふるさと納税をして生活を楽しんでいる家族が紹介されておりました。とて

も興味を持ちました。年間3万6,000円のふるさと納税をして、その産地のおいしいものや特産物で食生活を楽しんでいると。また、子供さんが小さいので、なかなか外出に出る機会も予算もないので、こんな方法で生活にアクセントをつけているという、賢い有効的なお金の使い方をしているのには感服いたしました。あるときには、ふるさと納税をした市長さんから感謝のメッセージが届いて、その地域に親しみが湧いて、いつか訪問できるといいなと夢も膨らんでいる様子がうかがわれました。埼玉県でも皆様からのご寄附と県の拠出金を積み立て、彩の国の未来をつくる6つの基金事業を実施しています。そこで、当町のふるさと納税の現状はいかがかお伺いいたします。

ふるさと納税、寄附先は生まれ育ったふるさとに限らず、全ての都道府県、市町村が対象です。質問2の納税者への返礼品などはどんなものをされておりますでしょうか、お伺いいたします。宮代町では、みどりの育成事業の一部に、納税されたものを使って、納税者の方にドングリの実とか苗をプレゼントしているようです。当町では寄附の使い道を参加型として、今後の環境保全や観光客の集客のための事業を始めるようですが、そのような事業に役立ててはいかがかと思いますが、取り組みの見込みについてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員の質問1、ふるさと納税についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、ふるさと納税についての答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1でございます。ご存じかと思いますが、ふるさとに対し貢献したい、または応援したいという思いを実現する観点から、個人住民税の町に対する寄附金税制が変わり、平成20年度よりふるさと納税は行われております。平成20年度は横瀬町では3件、12万円でした。平成21年度は4件で30万8,000円、平成22年度は8件で9万円、平成23年度は4件で4万円、平成24年度は9件で9万円でございます。平成25年度ですが、現在まで9件で9万円をふるさと納税していただいております。住所地ですが、埼玉県内の方が2名、東京都が3名、ほか北海道、岩手、神奈川、福井県よりそれぞれ1名ずつとなり、以上9名の方でございます。

近隣のちょっと様子ですが、皆野町が平成24年度なのですが、皆野町が4件で37万円、長瀬町が6件で57万円、小鹿野町が2件で11万円ございました。

続いて、要旨明細の2番でございます。ふるさと納税をなさっていただいた方に対してのお礼でございますが、町長からのお礼状、また町の特産品で対応しております。現在はイチゴ、ブドウ、シイタケの3種類の中から1つ選んでいただき、送料込みで2,500円相当分をお礼としております。シイタケですと通年で対応できるのですが、イチゴやブドウですと、収穫の時期がずれてしまうと少し待つていただくようなこともあります。今年度の状況は、9名の方全員ブドウを希望されております。

続いて、要旨明細3番でございますが、現在町では寄附金に目的がない場合、一般財源として活用しております。よって、ふるさと納税についても町の一般財源として活用しております。現在インターネット上に、民間によるふるさと納税に関するサイトが作成されており、各自治体のふるさと納税に関することやお礼の物品等が紹介されております。他の市町村を見ますと、使い道を特定の事業に設定したり、環境

保全や子育て支援、産業や文化など使い道の希望をとる参加型のような市町村もあり、かなりの市町村により差が見られます。お礼につきましても、半額程度の団体から、お礼の全然ない団体もございます。寄附の使い道を明確にすることで、寄附金の増額等も考えられます。今後、議員さんのおっしゃられるとおり、観光、もみじなど管理することを目的としたことも今後考えていきたいと思えます。まず、使い道を検討したり、もう少しふるさと納税についてのPRについても大事ですので、今後検討して、少しでも町の財源を確保できるように考えていきたいと思えます。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ただいま1番の当町の現状について、平成20年からの寄附金の内容をお知らせいただきました。この中で近隣も調べていただき、横瀬町もちょっと、皆さんが少し注目をしていただいているのかなと思えますが、今後もアピールをしていただき、また進めていただきたいと思えますが、個人情報になるかもしれませんが、このいただいている9件の方たちや皆様、横瀬出身なのかというのはおわかりになるでしょうか。その辺、おわかりになるようでしたら、お知らせ願いたいと思えます。

また、その辺で、特産物としてこの地域でできているイチゴやブドウ等、希望をとっていただき、返礼品として特産物を扱っていただいているのは非常によいことだと思えます。

また、今回横瀬町でもまだいろいろな事業で、氷柱の事業とか、そういった面も始められるようですけれども、そういう中で観光客の皆さんに、ふるさと納税をしていただいた方の一部が利用されていますよというような考えも私もいかがかなと考えておりました。先般、県の育樹祭に参加させていただいて、その中でも特に知事さんが、県の事業の中にもふるさと納税をしていただいた一部が、そういった緑の再生に生かされているのですというお話もございました。横瀬町も、ただいま担当課長から答弁がありましたように、これからのやはりもみじ一面に彩るときを想像して、そういった部分にも使っていただくのはよろしいかと思うのですけれども、とても町のイメージアップにもなると思うのですね。それなので、また温泉などもありますから、そういったところの事業主さんなどにもやっぱり参加していただき、利用券を、うまく返礼品の中に選んでいただくとかという形に考えていただけたらどうかなと思えます。

まずは横瀬町の出身の方かどうか。また、こういったふるさと納税というのは、これから徐々にふえていけるように自分の子供たちにも奨励していきたいとは思いますが、やはりホームページなどでもイメージアップしていただけたら、PRをしていただけたらどうかと思えますが、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの再質問に対して答弁させていただきます。

まず、ふるさと納税していただいた方の9名の方の出身地が横瀬かということなのですが、ちょっとそこまでは把握しておりませんので、ご了承いただきたいと思えます。

また、寄附の使い道でございますが、やはり環境保全などに使うという目的をしっかりとPRするとか、

子育て支援など寄附する人の希望をとるというのも一つだと思います。寄附ですので、継続していただければありがたいのですが、一時的に集めるということも一つの方法と考えられるので、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。こういった寄附による税というか、地域を盛り上げていく対応に対して、各近隣の町村などのそういった課長さん方のそういった中での何か話題とかは載ることはあるのでしょうか。もしございましたら、お知らせ願いたいと思いますが。

○**関根 修議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの再々質問に対して答弁させていただきます。

近隣の町村との課長同士の情報交換等につきましては、ちょっとふるさと納税については余り情報交換等はしていない状況です。近隣の状況、きのう電話で聞いたのですけれども、長瀬町さんあたりでは1件20万円という方が2名おまして、結構な金額になっているということをお聞きいたしました。

以上です。

○**関根 修議長** 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

ふるさと納税につきましては、大変ご寄附をいただいて感謝をしているところなのですけれども、これの継続性、どうしても若林議員さんがおっしゃるように、目的を持った納税という方法をとらないと、やっぱり継続的にこれをずっと続けられるだろうかという不安はあります。これはまだ私が研究をしている段階だけなのですけれども、例えば音楽祭であるとか、棚田の保全であるとか、あるいは今やっているもみじの植栽であるとか、目的を定めて、いわゆる町のアイデンティティーを整えた上で、「これでしてください」というお願いをしなければいけないので、それを具体的にどういうふうやっていったらいいのかというのは今私の机の上で考えている段階なので、また職員のほうともいろんな相談をさせていただいて、取り組めるようにしていきたいなというふうに思います。

○**関根 修議長** 以上で、8番、若林スミ子議員の一般質問を終了いたします。

○**関根 修議長** 次に、1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○**1番 富田能成議員** それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は、横瀬町の森林の保全や活用についてお伺いしたいと思います。森林についてですが、我が国は

森林資源に大変恵まれた国です。国土面積の約66%を森林が占めている、世界でも有数の森林大国で、我々日本人はずっと昔から森林の恵みを受けて生活を営んできました。森林は、木材を初めとする資源の生産の場であり、生命に不可欠なきれいな水の供給源であり、国土を災害から守り、多くの生物を育む場でもあり、また人にとってはレジャーや憩いを提供する場でもあり、その多面的かつ公益的な機能の重要性については今さら説明するまでもありません。

一方で、国内林業の長期的な低迷を主因として適正な管理が行き届かない森林、荒廃した森林等をどう再生していくかは、我が国の大きな課題となっています。私たちの横瀬町で見ると、町の面積4,935ヘクタールのうち森林面積は4,084ヘクタールと、町の面積の実に約83%が森林面積となっており、我が町は森林資源に大変恵まれた町と言うことができますが、一方で間伐が行き届かない造成林、境界や所有者も定かでないような森林など適正に管理ができていない森林、再生を図るべき森林も多く存在しており、これらの保全や活用、再生は町にとって重要な課題であると考えられます。

森林に係る法律として、昭和39年に制定され、平成13年に森林・林業基本法という名前になった法律があります。この森林・林業基本法は、森林の多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として、森林管理の当事者である国、地方公共団体、森林所有者の責務を明確に定めています。森林・林業基本法第6条に、地方公共団体の責務は次のとおり記されています。

第6条、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、森林及び林業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とあります。近年の地方分権化の流れもありまして、市町村という基礎自治体には域内の森林管理に関する重要な責務、権限が与えられています。また、横瀬町の第5次振興計画、こちらの第2章、まちづくり施策方針の5、産業・経済の2、林業の振興というところにこう記されています。森林のもつ多面的機能を守るなど、環境に配慮した森林の整備を進めるため、林業従事者の養成・確保、森林整備の推進、林業経営の効率化など、活力ある林業の振興に努めます。特に、各種団体への支援を通じた林業従事者の養成・確保、森林組合の経営強化への支援、複層林化と計画的な森林整備による森林の涵養機能の向上に取り組みます、とあります。

これらを踏まえた上で質問をさせていただきます。町の森林について執行部の現状認識及びその保全や活用等方針をお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 1番、富田能成議員の質問1、森林の保全や活用についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 1番、富田議員さんの一般質問、質問事項1、森林の保全や活用について、要旨説明で、町の森林について執行部の現状認識及びその保全や活用方針をお答えくださいとのご質問でございます。答弁をさせていただきたいと思っております。

富田議員さんからもお話がありましたとおり、横瀬町の面積は4,935ヘクタールです。そのうちの森林というのは4,084ヘクタール、実に83%を占めているわけでございます。森林面積4,084ヘクタールのうち、杉、ヒノキを主体とした人工林面積は2,688ヘクタールでありまして、人工林率は66%となっております。しかし、35年生以下の若い森林、これが460ヘクタール、17%でございます。保育、間伐を適正に実施し

ていくことが重要であると考えております。また、36年生以上の伐採適齢期にかかっている森林が2,228ヘクタール、83%と多くを占めているところでございます。本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべく、人工林帯、広葉樹が林立する樹林帯までバラエティーに富んだ森林構成になっております。また、森林に対する住民の意識、価値観が多様化し、求められる機能も多くなってきているのが現状でございます。森林の機能には、良質な水の安定供給を確保するための保水能力の高い森林土壌を有する森林である水源涵養機能や、土砂の流出防備等のための保安林、災害の防止機能がございます。また、保健保安林キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健、教育的利用等に適した機能を持つ森林、保健、文化機能など森林はいろいろな機能を持っているわけでございます。これらの機能を十分発揮してもらうため、間伐、除伐、枝打ちなどの森林の適切な保育管理の事業を実施することが大切であると認識しております。これらの事業につきまして国や県の補助をいただいて、横瀬町森林組合で事業を実施していただいております。

次に、森林の活用方法ですが、町では里山魅力アップ事業を実施しております。もみじの植栽をして、里山森林の景観美化としても活用を行っていきたいと思っております。

また、昨年、アスガキボウ委員会で彩りの木の森づくり事業、こちらで伐採した材木、たまたま秩父市さんのほうで運営していますバイオマス発電の燃料として利用したいということで、提供した経緯もございます。また、平成22年度に横瀬町における新たな森林活用のための森林調査を行いました。町内の生川流域、小島沢流域や芦ヶ久保地区の各沢の流域など8つの沢の流域の直径10センチ以上のもみじの調査を行いました。調査の結果、1,191本のもみじが確認をされております。また、4種類のもみじ50本から樹液を採取しまして、成分分析も行っております。平成25年1月4日に横瀬町樹液研究会を立ち上げまして、樹液の採取を行っております。採取の時期ですが、1月下旬から3月上旬にかけてが樹液の採取時期となっております。ことし採取した量は約1,800リットル採取したとこのことでございます。まだ始めたばかりでございますので、これからの樹液採取拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 答弁ありがとうございました。今いただいた答弁の中で1点、森林をめぐって意識、価値観が多様化していて、機能も大きくなっているというご説明の中で教育的利用というのがあったのですが、教育的利用が具体的にどういうものなのかということと、横瀬町において教育的利用というケースに該当するものがあるのかどうかというのをお答えいただきたいと思っております。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 再質問にお答えをさせていただきます。

これは、このような機能があるということでご紹介をさせていただきました。これの町でやっている事業ではございませんが、県民の森とか、そういったところがございますので、森林体験できると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。この森林をめぐる問題というのは非常に大きい問題だと思います。国が主体的に対処していくべき問題ですし、そうしないとなかなか現状の根本的な問題解決にはならないということだと思いますので、森林所有者、そして地方自治体、国というのが一体となって、国の政策に基づいて方向を定めて当たっていくということが実現的なのだろうとは思いますが、一方で、市町村というレベルで独自に、あるいは草の根的にできることも幾つかはあるのだと思っています。先ほども答弁の中で、価値観が多様化してきているというのがありましたが、まさにそういう状況だと思っています。森林というのは所有者だけのものでもなくて、森林の受益者というのは広く一般町民の方ですし、水のことを考えれば県民にも及ぶし、日本国民にも及ぶというものだと思います。したがって、受益者が所有者とかにとどまらないということですので、思うのは、できるだけ森林に携わる人の裾野を広げるといえるのですか、関心を持ってもらう人の範囲を広げるといえるのは市町村で意識的に取り組んでいただくといいと思います。例えば、町民を巻き込んで、先ほどのもみじの話等は大変いい話だと思いますし、そこでボランティアで参加していただくのもそうですし、あるいは企業とタイアップして植林事業をするのもそうですし、そういう裾野を草の根的に広げていくというのが一つ大切かなと思いますのと、もう一つは、教育の場で、多様化した森林の価値を子供たちにきちんと伝える場をつくっていくというのが大事だと思います。森林学習というのでしょうか、循環林業の姿だったり、今の森林機能だったりというのを、できれば森林に行ってもらって、小学生とかの皆さんに見てもらって理解をしてもらうというのは大変重要なことだと思いますので、ぜひこれから先、横瀬町独自の森林政策ということで、その辺まで含めて幅広くご検討いただければありがたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 答弁はいただきますか。

○1番 富田能成議員 あれば。

○関根 修議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 森林の大切さというのは、国民の間で理解されているというふうに考えています。今質問の中身ちょっと外れるのですが、先ほど課長からも説明したように、今伐期に達した森林が83%ぐらいあるということで、今横瀬町の森林はどちらかというと間伐とかそういった時期から外れて、どう木材を利用すればいいかというような時期になっています。そういった中で、森林組合等を強化すべく、事務所等、その他補助金等で、そういった伐期に対応する森林組合を脱皮してほしいという考えがあったわけですが、なかなかそれに対応するには難しい面がいろいろありまして、結構うまくいかなかったというような話は聞いています。

そういった中で合併等の話も今出ているのですが、そういった森林組合、特に人工林を担う森林組合の強化、あるいはいろいろ他の方策等も、合併等の方策等もあると思いますが、そういったことも一方で必要だと思います。今言ったように、山に人が行かなくなると、山の状況がわからなくなってしまいます。そういった中で、例えば先ほどのカエデだとか、あるいは今もみじを植えているとか、そういった中でい

ろいろ新しい発見も今あります。例えば、この前、もみじを植えるべく山を切っていましたら、大きなもみの木があった。この大きなもみの木を、ではどう生かそうかというような話も出たり、観光資源としてどう生かそうかという話ですが、今横瀬町の山にもいろんな財産があるなというのが、山に入ったり、木を切ったりしていると、だんだんわかってきます。そういった意味で、山と関係を断つのではなくて、山に入るいろんな方策をつくっていったらいいかなというふうに思います。

先ほど教育の話なのですが、例えば西武の森とか、電気事業組合とか、いろんな方々が今横瀬の山で森林整備等をボランティアでやっていただいています。また、今議員からも提案があったように、今後、今いろいろ雇用対策等でやっている事業も、雇用対策の終結によって、また新たな考えを持って山の整備をしていかななくてはいけないというふうに考えています。そういった中で企業の力をかりるとか、町民の方々の力をかりるとか、そういった方策をとらざるを得なくなってくるかなと。それによってまた違う人たちが山に入ってくれたり、あるいは観光客として戻ってきてくれたり、そういう期待もしております。

もう一つ、J Cももみじを植えたりしてしまして、抜かすと怒られるので、いろんな団体がしているということを最後にちょっと、漏れたものをちょっとつけ加えました。ということで、森林は大事だと思いますので、一生懸命取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了します。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了します。



◎**発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決**

○**関根 修議長** 日程第5、発議第5号 道州制導入に反対する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○**7番 町田勇佐久議員** 議長のお許しをいただきましたので、発議第5号 道州制導入に反対する意見書について、提出者としてご説明申し上げます。

この意見書は、平成25年11月5日付で埼玉県町村議会議長会会長より依頼のありました「道州制基本法案に反対する意見書の提出について」に基づくものであります。

趣旨は、道州制導入に反対する意見書を横瀬町議会から政府、国会に提出するものでございます。

それでは、発議書に添付いたしました意見書を朗読して説明とさせていただきます。

道州制導入に反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導

入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性有るまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、横瀬町議会は、道州制の導入に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

本意見書の提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣・内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当でございます。

以上で提出者としての説明をさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** ただいま上程いたされました発議第5号の賛成者として一言申し上げ、議員各位のご賛同をいただきたいと存じます。

道州制導入につきましては、さまざまな問題が含まれております。まず第1に、道州制推進基本法案なるものは誰のための法案なのか、何を目指しているのかもわかりません。さらに、国の形態にもかかわる問題だと思いますが、はっきりした方向がいまだ示されておられません。

第2に、平成の大合併が終わりましたが、その検証もされない中でなぜ道州制を導入したいのかがわかりません。民主主義の原点は地方自治にあると思います。特に基礎自治体である市町村の役割は大変重要です。それにもかかわらず、さらに市町村の合併が進められることが懸念されます。

第3に、行政の簡素化、効率化を求めることで、住民自治の観点からかけ離れてしまうことが危惧されます。さらに、このことは地域間格差をさらに増大することも懸念されます。私は、我が横瀬町ではさきの合併問題があったとき、法定協議会に参加した中で、合併については大変重要な問題なので、住民投票を実施してほしいと願っておりました。その結果、加藤町長のもと、その住民投票が実施されました。その結果、合併をしないで現在に至っております。当時合併した市町村がどのような評価をしているのでし

ようか。私は、横瀬町では今のところ、合併をしなくてよかったと思っています。

このようなさまざまな観点から考えますと、市町村を潰し、住民自治から遠ざかり、民主主義に逆行する道州制導入に反対する次第です。議員各位のご賛同をいただきたく、重ねてお願いを申し上げまして、賛成者としての発言を終わります。どうかよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 済みません。この道州制に対してちょっと質問させていただきたく。この文章の中で、導入ありきの内容となっているところがまずどういうことなのかなということがわからなかったのですが、そこ辺はわかっていてこういう文章が書いてあるのでしょうかということと、この道州制というのは国民の合意とか、もちろん横瀬町の住民の合意も必要だと思いますけれども、しかし横瀬町ではこの議会ですら議論が全然されていないです。前回の横瀬町の合併のときには議会でも相当議論されたと思いますし、横瀬町の町民も巻き込んでいろいろ議会は議論されたと思っていますけれども、この問題については議会でも全然議論がされていません。また、法案の趣旨がまだ不明であるとのことですので、個々の自治体でいろいろ議論される点を盛り込んだ意見書の提出が有効だと考えています。もう少し議会で議論を重ねて、具体的提案のある意見書を提出したほうがより有効だと思っているのですが、その点についてどうでしょうか。どなたかよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** ただいま、4番、大野伸恵議員よりご質問がありました。賛成者としての私のお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず第1点は、私たちのこの町村議会が埼玉県では埼玉県で1つの県の町村議会という形の中の組織を持っております。それが全国的に組織されておりまして、先ほども提出者の方からお話がありましたように、全国町村議会議長会のほうから、この間、道州制に対しましては反対の決議をしながら、なかなかその意を酌んでもらえなかったという、そういう経緯もございます。

それから、道州制推進基本法案、この法案そのものが既にそういった地方の声を聞かないで出されている。私自身先ほど申し上げましたけれども、やはり基礎自治体である市町村の意見を反映しなければいけないことは、十分必要だというふうに思います。また、その議論も大切だというふうに思いますが、県の町村議長会からも反対の意見書を出してくれということで、この道州制そのもの自体が地方の基礎自治体

を潰すことになりかねない。ひいては、やはり地方自治、あるいはその最大の理由でありますやはり民主主義を否定しかねない、そういう結果になろうということで、この意見書を出したいということであります。議論が足りないところはございますけれども、ぜひご理解をいただいて、この意見書の採択をご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございました。私も民主主義を壊すということはとてもいけないことだと思って、この地方自治、住民自治を大切にしたいという立場からの質問なのですけれども、この道州制については本当に平成20年度から話があると言っているにしても、まだこの入り口なのですね。どうするか、その入り口のところで反対ということではいかがかなと思ったわけです。平成24年度に子ども・子育て支援システムも皆さんで反対しました。反対しましたけれども、3月に反対して、8月にもう法案ができてしまったという結果があります。平成26年度から実施される方法らしいです。地域の意見を本当に聞いてもらうためには、地方、もちろん議会も自治体もですが、地方が力をつけなくてはならないと私は今回のことですごく思いました。議論もしないで、全国一律の意見書を県の議長会から頼まれたからと出すことが多様な自治体の存在を認めることになるのか、すごく今回疑問を感じました。その点についてどうかということと、あとまた、国では1,000兆円の負債があります。国なのですけれども、国イコール私たちです。そういう1,000兆円の負債がある中でただ反対はできないと思いますので、今の自治体のままの形の姿というのでいけるとは思っていないので、この入り口で反対ということはどうかと思ったので、その点についてちょっとお願いいたします。

○**関根 修議長** 12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** 4番、大野伸恵議員からの再質問でございますが、まず大野議員の言われたように、地方の自治体はさまざまな多様性を持って存在してよろしいかというふうに思います。しかし、この道州制が仮に法案として可決されますと、まずそちらが先に動いてしまう。今の日本の国のあり方なども変わるような、そういう形態になるのはうかがえます。やはりその入り口のところからとめておかないと、必ず後戻りができない、そういう形に私はなると、そういう危惧を持っております。そういった中で、やはり私たちはとにかくこの横瀬町としての基礎自治体を、その中でできる限りの努力をしていかなければいけない。これは12人の議員各位もそうだと思いますし、ただその努力も一旦国の法律が先行すれば、後戻りができなくなるのです。そういうことが過去何回もありました。やはりできる限り、法案が通過してしまう後ではなく、その事前にその危惧がある場合には、私はとにかく、ここには断固反対というのはなかったのですけれども、最初の原案には「断固」というのがありました。私は断固反対でもいいかなと、そういう気持ちもしたし、とにかく道州制がどのようなものか。数年前にはいろんな議論もなされました。ところが、この間しばらくその議論はなかったのですね。やはりこの道州制が導入されると、本当に地方の自治体は、とてもではないけれども、潰されてしまうというか。平成の大合併のときもそうだったので。道州制導入がその前段から話が出ていました。それにかわる形で、平成の大合併もかなり強力に進め

てきました。これは明治の合併、昭和の合併、合併することによってだんだん地方の自治体のあり方が変わってきます。確かに今1,000兆円を超える借金をどういうふうにしようかというのは大変切実な問題だと思います。これは国のあり方をもってしても、国、地方が本当に協力しなければ解決できない問題だというふうに私も認識をしておりますが、やはりなぜ、それでは1,000兆円も超える借金を抱えるようになったか、そのことも深く検討されていないですね。次から次に赤字国債なり発行する中で、雪だるま式にふえてきたのが今の現状だというふうに思います。だから、今国会でも何とかして財政再建をしなければいけないということが問われておりますけれども、なかなか有効な手段が講じられないと思います。

それはそれといたしまして、道州制を導入することによって、私は地方の基礎自治体、民主主義が破壊されているというふうに認識しておりますので、とにかくこの法案そのものを阻止するためには、早目に意見書を国のほうに上げる必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○**11番 若林新一郎議員** 大野議員からの提出のタイミング的なことの質問があったのですが、私がちょっと調べたのでは、自民党の道州制推進本部が2015年から17年をめどに道州制を導入するとしており、区割り案は全国を9もしくは11に分けることをベースにしているというふうなことで、繰り返しますけれども、2015年から17年をめどに導入をしたいということを公表しているのですね。だから、そういうことからすると、もう来年は2014年、再来年は2015年ですよ。だから、そういうことからいって、決して今出しても特に早いということではないと思うのですが、でもそれ以前にいろいろなことが、私なんかもそんなに見ていなかったけれども、結構出ているわけですよ。中間答申とかそういったこと、第3次とかそういったことを見て、今回の議長会のほうで、あるいは全国の議長会のほうでこういったことを出してもらうようにということで決めたのだと私は思っています。繰り返しますけれども、そういったことで、決して出すタイミングが早いということではないと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございませんか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 私も清平議員さんとか新一郎議員さんと同じ気持ちなのです。ただ、この出し方が、いつも出しても、全然国のほうで聞いていただけないという状態を踏まえて、有効的な提案にしなくてはいけないのではないかなというふうに考えて質問しました。ですから、これは2015年から17年ということですので、今後も横瀬町の議会として話し合います。町民の方にもこの国民的な合意をとらなくてはいけない大きな問題ですので、そういうふうな形で進んでいっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** では、要望でよろしいですか。

ちょっと、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○**関根 修議長** 再開いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第5、発議第5号 道州制導入に反対する意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○**関根 修議長** 起立多数であります。

よって、発議第5号 道州制導入に反対する意見書については、これを原案のとおり決することに決定いたしました。

暫時休憩といたします。

再開は2時10分。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** ただいま上程をいただきました発議第6号の提出者といたしまして、意見書の案を申し上げます、皆様方のご理解を得たいというふうに思います。

この意見書は、森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書についてでございます。なお、提案理由でございますが、森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書を政府、国会に提出したい

もので、提案するものでございます。

案文を、意見書を朗読し、提案にかえさせていただきます。

森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、森林による二酸化炭素の吸収、木材・木製品による二酸化炭素の固定等については、一段と重要性を増すとともに、国民の関心と期待が高まっているところで

す。

しかしながら、森林・林業・木材関連産業の現状は、「森林・林業基本計画」等に基づき諸施策が講じられているものの、関連産業の長引く不況や木材価格の伸び悩み等から厳しい状況にあります。

こうした状況下において、戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中での森林整備の推進、木材利用の拡大などを図っていくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の実行や、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが必要となっています。

また、林業労働者の労働環境においては、関連産業の厳しい状況を反映し、労働条件が改善されず、労働災害も依然多発するなど悪化しており、安定した林業労働力確保等に向け早急な対策が必要な状況にあります。

今後においては、この様な現状と課題等を踏まえ、「森林・林業基本計画」等に基づく森林整備、地域材利用拡大、林業労働力の確保対策、地球温暖化防止森林吸収源対策などを着実に推進するために、国が責任を持って、必要とする施策の実行と、予算を確保することが不可欠です。

よって、国においては、引き続き、森林・林業・木材関連産業政策の推進に向け、具体的には、下記事項について、必要な対策を講ずるよう強く要望します。

記

1 「森林・林業基本計画」に基づく森林・林業の再生と、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、森林整備の推進と地球温暖化防止森林吸収源となる森林の拡大・機能向上に必要な予算を確保すること。

また、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を追加する等、森林吸収源対策に係る安定的財源確保を図るとともに、適切な更新によって森林資源を循環させるための再造林、苗木の安定供給等に係る必要予算を確保すること。

あわせて、地域の実情に応じて柔軟に対応できる予算の継続、確保を図ること。

2 民有林における森林経営計画の定着に向け、境界確定、路網整備、不在村者対応をはじめとする集約化促進に対する支援の拡充、計画を作成する人材の育成・確保等、地域要望を踏まえた対策を強化すること。

また、林業技術労働者の育成・確保、定着に向け、現場作業における安全確保対策の拡充、賃金等の処遇改善を図ること。

3 「木材自給率50%以上」の達成に向け、「公共建築物等木材利用促進法」に基づく地域材を利用した公共建築物整備の促進を図るとともに、木材の安定供給に係る、地域材の計画的供給体制・販売体制の確立を図ること。

4 東日本大震災被災地域の復興・再生及び雇用拡充対策を図るとともに、福島原発事故に係る対策については、森林の除染などを推進し、地域の主要な産業である林業・木材産業を再生させるなど、地域住民

の雇用・生活の場を確保すること。

また、除染作業等に従事する労働者については、放射線障害防止のための措置を確実に実施するなど、日常的な安全諸対策の徹底を含め適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官であります。

どうぞよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○**6番 赤岩森夫議員** 議長よりお許しをいただきましたので、ただいま上程中の森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書に対して賛成の立場で発言をさせていただきます。

ただいま提出者の若林清平議員から意見書が提出されました。提出された意見書の内容について賛成でございます。

木材価格の低迷、関連産業の長引く不況になっていると思われる。こうした状況下において、戦後造林された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林整備の推進、木材価格の拡大などを図っていくためには、森林所有者が木材経営意欲を創出するための施策の実行を森林、林業の担い手である山村再生に向けた積極的な取り組みが必要と考えています。

11月17日に第37回全国育樹祭が埼玉県で開催され、このイベントを機に森林に対する関心の高まりを期待するところでございます。このような森林・林業を考えると、一刻も早くこの意見書を提出することにより、問題解決につながればと考えております。

この意見書について議員各位のご理解とご協力をいただき、関係機関に提出されますようお願いを申し上げ、賛成者の発言とさせていただきます。

○**関根 修議長** 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 1点教えてください。この文書の中で、文言なのですが、記の1、2、3とありますけれども、その2の中の2行目なのですが、「不在村者対応をはじめとする集約化促進に対する支援の拡充」ということがあるのですが、これ、相続の関係とかで3代ぐらい続いてしまうと、本当にどうしようにもならないという現状がありまして、それに対しては私も本当に、難しい問題だけれども、何かしてほしいなということは思っているのですが、ここで問題なのは、集約して、民有林です。これ、集約した場合に国とか県とか町の所有とかであったら問題ないのですが、心配されるのは、企業が集約化しました。気がついたらほとんど日本の森林が数社の企業に集約化されていました。そして、この間の西武ホールディングスの関係で、外国の資本が入ってしまいましたということになると、そこまで考えるのは考え過ぎかとも思うのですが、何かアフリカのほうでは農地がみんな外国資本で買われてしまっ

たというふうなテレビ報道も見ましたので、この集約化というのをどの程度考えているのか。私は水源ということがすごく大切だなと感じていますので、質問させていただきました。よろしくお願いします。

○**関根 修議長** 12番、若林清平議員。

〔12番 若林清平議員登壇〕

○**12番 若林清平議員** 4番、大野伸恵議員からの質問でございます。集約化につきましては、いろんな懸念がされているというふうに思います。この請願者であります埼玉県森林管理事務所の方ともいろいろこれはお話をしております。要するに、小規模の林業経営だとなかなか成り立っていかない。ある程度の面積が必要だということで、それには不在者のところもありますし、いろんな面で一定程度の規模にしていけないとなかなかできない。今のところ、そういった中で林業に携わるのは、秩父地域の場合は森林組合、横瀬にもありますけれども、そういうところが大体携わってきております。個人的に携わっているところも中にはあります。山梨県あたりはそういう例があるそうでございます。しかしながら、まず今の現状を踏まえたときには、どうしても林業経営の厳しさというのはやはり大変な面がありますし、そういったことがある程度集約された中で、林業に携わる中で生活が維持できるような、そういう状況をつくっていかねばならないというふうに思っています。森林組合なんかでは組合組織として対応しておりますけれども、それでもなかなか今の現状は厳しいという、直接お話も聞いております。

ただ、さきのサーベラスの西武の買収とか、そういう外国の資本が入ってくるのは今のところちょっと予想もしていないのですけれども、いわゆる国内の中において、今荒廃しつつある森林を守り、そしてまた、そこに携わる中で森林を維持、機能させながら生計が保てるような、それと、どうしても林業に携わる人づくりをやっぴりかなり強力にしていけないと、なかなか育たないです。農業がそうであるように、農地の集約化も進んでいますけれども、農業の後継者もなかなか難しい。それ以上に林業は厳しい面がありますので、集約化という意味では、ある程度の採算がとれるような効率性を踏まえた中でやっていかないと、今後については本当に手がつかない山になってしまう、そういう観点からの内容であります。よろしくお願いします。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第6、発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成する方はご起立願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、発議第6号 森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書については、これを原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第7、議案第54号 横瀬町元気臨時交付金基金条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程をされました日程第7、議案第54号 横瀬町元気臨時交付金基金条例についてであります。国の地域の元気臨時交付金制度要綱に基づき、横瀬町元気臨時交付金基金の設置に関し必要な施行を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明いたさせます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、議案第54号、説明資料に基づいて説明させていただきます。

横瀬町元気臨時交付金基金条例についてでございます。1としまして、地域の元気臨時交付金の目的でございます。ちょっと読ませていただきますが、地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）において追加される公共投資の地方負担が大規模であり、予算編成の遅延という異例の状況の中で、地方の資金調達に配慮し、本対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、地方公共団体が作成した地域の元気臨時交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とするものでございます。

地域の元気臨時交付金は、国におきまして平成24年度の補正予算において創出されたものでございます。町の平成24年度の3月の補正予算におきまして、国庫補助金を受けて行う事業の地方負担分に一定の割合で交付されるものでございます。このたびは交付決定を受けたことにより、今回補正予算にもお願いしているところでございます。

2、条例の内容についてでございますが、第1条につきましては設置を定めております。地域の元気臨時交付金は、その全額を国において繰り越しているため、平成25年度以降における地方単独事業（建設地方債の発行対象経費に該当する事業に限る）の財源に充てる場合は、基金に積み立てる必要があるため、基金を設置します。

第2条は、基金の額を定めております。基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定めます。

第3条は、管理について定めております。基金に属する現金は、金融機関への預金など最も確実で有利な方法により管理します。

第4条は、運用益金の処理でございます。基金の運用から生じた利益は、一般会計歳入歳出予算に計上

して基金に繰り入れます。

第5条については、処分でございます。地域の元気臨時交付金（地域経済活性化雇用創出臨時交付金）実施計画に掲載した事業に活用する場合に限って基金を取り崩すことができます。

第6条については、委任でございます。この条例に定めるもののほか、元気臨時交付金基金に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附則第1項でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

第2項としましては、この条例は、平成27年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産に相当する金額を予算に返上して、国庫に納付するものとする。

この条例につきましては、平成26年度いっぱい効力を失うということになります。そのときに基金に残があるときは、国庫に返納することになるということでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 2つについて伺いたいと思います。

まず、第5条の中の「必要な経費の財源に充てる場合に」ということがあるのですが、この場合、制約があるのですか。この後の補正を見ると、財産管理とか、小中学校とか、町民会館の関係とかに充てられているようなのですが、それから以後の説明文のほうの建設地方債、この関係でも使えそうなのですが、特に制約はないのですか。それが1つ。

それから、もう一つ、最後のところで、国庫に納付する、残ったら国に返すということがあるのですが、まさか国に返すようなことはしないと思うのですが、使用期間が1年3カ月ですよ。平成27年3月31日だから、まさかそういうこともないと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問に答弁させていただきます。

まず、元気臨時交付金の使い道に制約があるかということでございますが、説明資料の第1条の中に、平成25年度以降における地方単独事業、建設地方債の発行対象経費に該当する事業、ですから起債が組める事業の財源として充てることのできるということで制約はございます。

また、附則の第2項でうたっている、残りがあ場合は返納するとうたっていますが、残りが出ないように活用させていただきます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、議案第54号 横瀬町元気臨時交付金基金条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第55号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第8、議案第55号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。教育委員会の委員長及び委員の報酬を日額報酬から月額報酬に改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明いたさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第55号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

今回の改正ですが、教育委員会の委員長及び委員の報酬につき、活動の実情に合ったものにしたため、それぞれ日額委員長6,700円、委員5,700円を、それぞれ月額委員長1万5,500円、委員1万500円に改めたので、条例の別表について改正するものでございます。

なお、この一部改正条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○**関根 修議長** 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 1 点質問させていただきます。

改正前の今教育委員会の開催状況を確認をさせていただきたいのですが。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 1 番議員さんのご質問、開催状況というようなことで、教育委員の活動について申し上げます。

会議は、定例会が月 1 回となっております。そのほか臨時会が年一、二回、その他学校訪問であったり、埼玉県内、あと秩父地区の教育委員会連合会の会議であったり研修会、その他学校行事、入学式、運動会、卒業式、教育委員会の行事の教職員辞令交付式であるとか体育祭であるとか横瀬駅伝、成人式、その他日常の活動というようなことになっております。年間を通しますと、委員さんで 25 回程度、委員長でそのほかに教育委員会関係の会議であったり全体の会議であったりしますと、31 回程度出ております。そんなことから勘案しますと、このようなことで教育委員会としてお願いをしたというようなことでございます。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第 8、議案第 55 号 横瀬町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第 55 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第 56 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第 9、議案第 56 号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第 9、議案第 56 号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。横瀬町国民健康保険税の賦課限度額及び税率の改正等をしたいため、この案を提

出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** 議案第56号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございますが、埼玉県では市町村の国民健康保険の広域化に向けて、ことし3月に第2次国保広域化等支援方針を策定しました。町ではこれらを踏まえ、町の国保運営協議会の答申をもとに税率等を改正を、また地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正について、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が6月12日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、皆様お手元の新旧対照表の左側の改正案をごらんいただきたいと存じます。アンダーラインの箇所が改正箇所でございます。

まず、第2条は、国民健康保険税の賦課限度額を法定限度額に改正するもので、第2項が基礎課税額の賦課限度額を「50万円」から「51万円」に、第3項が後期高齢者支援金等の賦課限度額を「13万円」から「14万円」に、第4項は介護納付金の賦課限度額を「10万円」から「12万円」にするものでございます。

2ページの第3条は、所得割額を「100分の5.4」から「100分の5.5」に率を上げ、第4条では資産割額を「100分の42」から「100分の40」に率を下げるものでございます。

第7条と第9条は、後期高齢者支援金等の被保険者均等割額と介護納付金の被保険者均等割額をそれぞれ「6,000円」から「7,000円」にするものでございます。

第21条では、第2条の改正に伴う額の改正と、3ページから5ページのところで保険税額を各世帯の所得金額に応じまして減額する額について、後期高齢者支援金等の均等割額と介護納付金の均等割額をそれぞれ「4,200円」を「4,900円」に、「3,000円」を「3,500円」に、「1,200円」を「1,400円」に増額するものでございます。

第25条は、6ページのウのところの制定年の訂正でございます。

以上、平成26年4月1日からの改正ということになります。

続きまして、7ページの附則第3項は、上場株式等に係る配当所得等の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正でございます。

そして、附則第6項及び8ページの第7項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税が一般株式等にかかる譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税とに区分されたことに伴う改正でございます。

附則第8項から第10項は、条例整理に伴う項の繰り上げでございます。

10ページの附則第11項は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の対象に利子所得及び雑所得を加えることに伴う改正でございます。

以上の附則につきましては、平成29年1月1日から施行することになります。

以上で説明を終わりにいたします。

○**関根 修議長** 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○**5番 若林想一郎議員** それでは、今回の改正で資産割が42%から40%になったということで、大変ほかのものが上がっている中で下がっていくということは、固定資産税の二重課税が緩和されたというような気がいたします。喜ばしいことだと思うのですが、資産割をとっていない市町村もあるかと思いますが、現在資産割をとっていない市町村等の状況を教えていただければと思います。

○**関根 修議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** ただいまのご質問でございますが、県の状況はちょっと把握今しておりませんが、秩父郡市内でございましたら、横瀬町と同じ4方式が秩父市以外の町村でございます。秩父市だけが2方式で均等割と所得割でやっております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑はございませんか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 今の第2条、3条、4条等で見ると、ここで4万円ぐらい上がったりしているのですけれども、今税金上がるということになると、また滞納者がふえることが心配なのですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○**関根 修議長** 島田税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** 今のご質問の前にちょっと訂正させていただきたいのでございますが、先ほどの質問の中で秩父市が2方式と申しましたが、現在まだ4方式で、来年からということではございましたので、訂正させていただきます。

そして、あと滞納の関係でございますが、一応今回の改正につきまして試算してございますが、よその秩父の他の町村、町とも比べてみましても、まだ額的には、同じ状況の計算をしましても、若干低い額になっておりますので、さほど、影響はあるかとは思いますが、大きな額の上げ幅にはならないと思いますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第56号 横瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第10、議案第57号 横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第10、議案第57号 横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。横瀬町野外活動施設を廃止したいので、この案を提出するものがあります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第57号の補足説明をさせていただきます。

横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例は、昭和56年3月に施設の設置、管理などを定める条例として制定されました。近年、施設の老朽化などによりまして利用者の受け入れを制限し、平成24年度からは受け入れをしておりません。ことし12月に土地賃貸借契約の期間が満了することから、土地の返還に向け、現在各施設の解体、撤去をしております。そのようなことから条例を廃止するものでございます。

附則で施行期日を12月28日とあるのは、この施設の土地賃貸借契約が12月27日をもって契約が切れますので、その翌日とするものでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 補足説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第57号 横瀬町野外活動施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第58号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第11、議案第58号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について行うものです。この補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ7,389万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ34億5,005万8,000円とするものであります。

以下、歳入歳出補正予算の主な内容について申し上げます。

まず、歳出ですが、国の地域の元気臨時交付金が示されたため、平成26年度に単独事業の財源に充当するための基金、また今年度の単独事業の財源に充当するため財源補正を行っております。人件費については不足が見込まれるため、それぞれ増額計上いたしました。民生費では、子ども・子育て支援システムを導入するための経費を、また保育所の臨時職員の賃金等を増額いたしました。衛生費は中井浄水場築造工事に対する補助金を、土木費では防災・安全対策事業を減額し、社会資本整備総合交付金町道整備事業を増額いたしました。教育費では、私立幼稚園就園奨励費補助金や中学校用地を賃借している土地の購入費を増額し、スクールバス運行委託料を減額しております。

一方、歳入ですが、国庫支出金は地域の元気臨時交付金、社会資本整備総合交付金や私立幼稚園就園奨励費補助金を増額し、僻地児童生徒援助費等補助金を減額しております。県支出金については、子ども・子育て支援システム構築等補助金を増額し、新山村振興等農林漁業特別対策補助金を減額しております。そのほか、中学生海外派遣事業費が確定したため、繰入金や諸収入を減額しております。町債については起債限度額の変更があり、増額いたしました。

続いて、債務負担行為であります。第2表に掲げてあります事業費につきまして、現年度中に次年度

事業の契約行為が発生するため定めるものであります。

続きまして、地方債の補正であります。起債限度額の変更に伴い、第3表のとおり起債の限度額を変更するものです。

以上、平成25年度一般会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては各担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 10ページ、歳入のところなのですが、地域の元気臨時交付金、金額のほうは一定割合で決まっているということで、7,119万6,000円計上されているのですが、決まっているもので、来期までですから、今期に何を使って、来期に何を使って、あと項目ごとでどういう使い方を想定されているかというのを全体的なところを教えてくださいたいのですが、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問に答弁させていただきます。

国庫補助金の地域の元気臨時交付金でございます。内容につきましては、先ほど条例のほうで説明させていただきました。

まず、7,119万6,000円の使用先ということだと思いますが、平成25年度におきましては横瀬小学校のトイレの改修工事、既に行っていると思います。それと、横瀬中学校の教室ですか、木工室などの教室の改良工事に充てております。また、本庁舎の冷暖房の設計ですか、その設計の委託料について充当しております。

また、町民会館の冷暖房の改修の委託につきましても充当しております。残る金額につきましては、基金に積む予算となっております。

来年度、平成26年度の使い道なのですが、平成25年度におきましては基金に積みまして、平成26年度、一応平成25年度に本庁舎と町民会館の冷暖房の改修の委託を行っております。その冷暖房の改修工事

を平成26年度には予定してお願いする予定でございます。そのほかにも一応計画としては、総合福祉センターのLED化等を一応計画として今挙げているところでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第58号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

再開は3時25分。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時26分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の訂正

○**関根 修議長** 税務課長より訂正の発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** 先ほど5番議員さんの質問の中で、秩父市の2方式についての関係でございますが、まだ4方式で行っておりまして、平成27年度を取り入れたいと検討しているところということでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第12、議案第59号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第12、議案第59号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、歳出ですが、前年度の国や県の超過負担分を返還するための経費等を増額し、また歳入歳出予算の補正に伴い、予備費を増額いたしました。

一方、歳入では療養給付費交付金及び第三者納付金等を実績に基づき増額いたしました。その結果、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ1,158万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億6,683万5,000円とするものであります。

以上、国民健康保険特別会計補正予算の主な内容について申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時33分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第59号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第13、議案第60号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第13、議案第60号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、歳出ですが、実績に基づき保険給付費の補正を行い、1次予防事業費ではコバトンお達者倶楽部事業の経費を増額いたしました。

歳入については、諸事業の実施に伴い交付される交付金等について、それぞれ増額いたしました。

これらにより、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ5万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億1,628万1,000円とするものであります。

以上、介護保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明いたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時40分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第60号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第14、議案第61号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第14、議案第61号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、歳出ですが、人件費に不足が見込まれるため、また急遽マンホールポンプの用地取得が必要となったため増額いたしました。

次に、歳入ですが、一般会計からの繰入金を増額いたしました。

その結果、今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ31万5,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,556万8,000円とするものです。

以上、下水道特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時43分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第61号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第15、議案第62号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程いたされました日程第15、議案第62号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

まず、収益的支出ですが、人件費に不足が見込まれるため、増額いたしました。配水管路図更新業務を減額し、配水管の修繕や路面復旧費を増額いたしました。

一方、収入ですが、消費税及び地方消費税還付金を増額いたしました。

以上、収益的収入及び支出の主な内容について申し上げましたが、今回の補正は収益的収入及び支出予算にそれぞれ5万5,000円を追加し、この予算総額を収入支出それぞれ2億986万2,000円とするものであります。

次に、資本的支出ですが、人件費に不足が見込まれるため、また中井浄水場築造工事に変更が生じたため増額いたしました。

一方、収入ですが、事業実施に伴い、他会計補助金負担金を増額いたしました。

その結果、今回の補正は資本的収入に150万円を追加し、資本的収入の予算総額を1億6,802万円とし、

資本的支出については189万円を増額し、資本的支出の予算総額を2億7,023万7,000円とするものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億221万7,000円については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものです。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時49分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第62号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時51分

○**関根 修議長** 再開いたします。

◇

◎議案第63号の上程、説明、質疑、採決

- 関根 修議長 日程第16、議案第63号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

- 加藤嘉郎町長 上程されました日程第16、議案第63号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります
が、横瀬町教育委員会委員新井勝之氏は平成25年12月31日をもって退職するため、後任に野田眞氏を任命
することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によ
り、この案を提出するものです。

なお、野田さんは横瀬町第5区にお住まいで、生年月日は昭和23年11月12日でございます。経歴でござ
いますが、平成8年4月から平成18年3月まで、芦ヶ久保小学校、横瀬小学校などの教頭を務められ、平
成18年4月から平成21年3月までは寄居町の小学校長を務められております。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 関根 修議長 提案理由の説明を終わります。
続きまして、質疑に移ります。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 関根 修議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 関根 修議長 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

日程第16、議案第63号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、議案第63号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することに決
定いたしました。

◇

◎閉会中の継続審査の申し出

- 関根 修議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○**関根 修議長** ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会の宣告

○**関根 修議長** 以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成25年第7回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 関 根 修

署 名 議 員 新 井 鼓 次 郎

署 名 議 員 内 藤 純 夫

署 名 議 員 大 野 伸 惠